

福島県環境基本計画 (答申案)

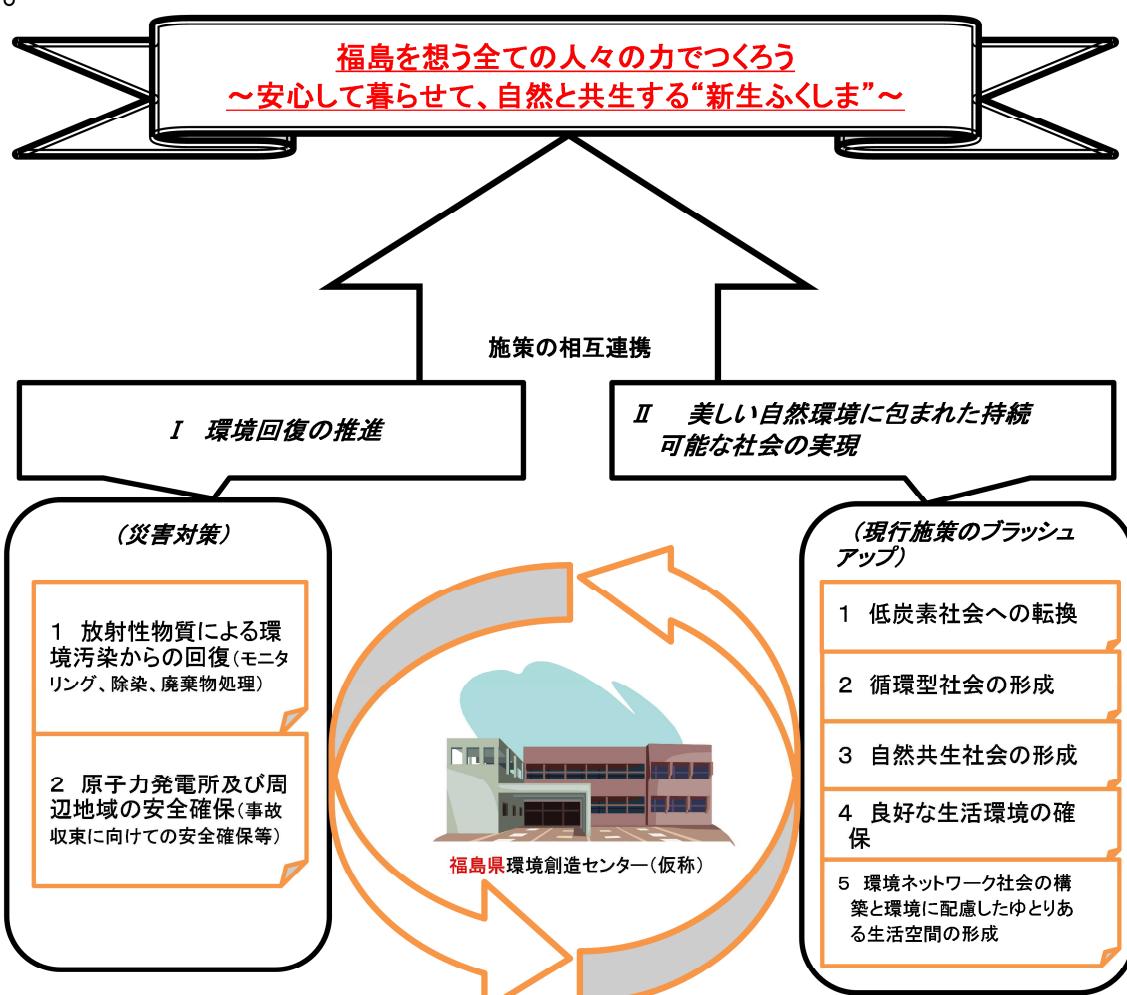
【第 4 次】

平成 25 年 2 月 15 日版
福 島 県

目 次

計画概要図	1
第1章 はじめに	2
第1節 計画改定の趣旨	2
第2節 計画の性格	2
第3節 計画の期間	3
第2章 基本目標と基本姿勢	4
第1節 計画の基本目標と将来像	4
1 基本目標	4
2 計画目標年次の将来像	4
第2節 施策展開に当たっての基本姿勢	4
1 環境回復の推進	4
2 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現	5
第3節 基本姿勢の連携を具現化するための拠点 (<u>福島県</u> 環境創造センター(仮称)の整備)	5
第3章 本県の特性	6
第1節 県土の特性	6
第2節 社会的特性	6
第4章 施策の体系と展開	8
第1節 施策体系	8
第2節 施策の展開	10
I 環境回復の推進	10
1 放射性物質による環境汚染からの回復	10
(1) 環境放射能モニタリングの実施	11
(2) 除染の推進	12
(3) 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進	13
2 原子力発電所及び周辺地域の安全確保	15
II 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現	17
1 低炭素社会への転換	17
(1) 温室効果ガス排出抑制の取組の推進	18
(2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用	20
(3) 再生可能エネルギー関連産業の活性化	20
2 循環型社会の形成	22
(1) 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換の促進	23
(2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の促進	23
(3) 廃棄物の適正な処理の推進	25
(4) 環境と調和した事業活動の展開	26
3 自然共生社会の形成	28
(1) 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進	29
(2) 生物多様性の保全と生物多様性の恵みの持続可能な利用	31

(3) 地震・津波により影響を受けた自然環境及び生物多様性の回復に向けた適切な保全	32
(4) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全	33
(5) 猪苗代湖等の水環境保全	34
4 良好的な生活環境の確保	36
(1) 大気、水、土壤等の環境保全対策の推進	37
(2) 化学物質の適正管理等の推進	39
(3) 公害紛争等の対応	40
(4) 環境影響評価の推進	40
5 環境ネットワーク社会の構築と 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成	41
(1) 環境教育・学習の推進、参加と連携・協働に基づく 環境ネットワーク社会の構築	42
(2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成	43
(3) 情報の収集・提供と発信	44
第5章 各主体の役割	45
第1節 行政の役割	45
1 県の役割	45
2 国が果たすべき役割	45
3 市町村に期待される役割	45
第2節 事業者に期待される役割	46
第3節 県民に期待される役割	46
第4節 福島を想う全ての人々に期待される役割	46
第6章 計画の推進と進行管理	47
第1節 計画の推進と普及	47
1 計画の推進	47
2 計画の普及	47
第2節 計画の進行管理	47
1 計画の進行管理	47
2 計画の見直し	47
環境関連計画の体系図	48
環境指標一覧	49
福島県環境基本条例	61
脚注索引	69



第1章 はじめに

(これまでの経緯)

- 県では、平成8年3月に制定した「福島県環境基本条例¹」に基づき、平成9年3月に「福島県環境基本計画」を策定し、県民、事業者、市町村などの各主体の参加と連携により積極的に環境保全の取組を進めてきました。
- 環境を巡る社会情勢の変化等を踏まえ、平成14年3月に第2次計画、平成22年3月に第3次計画を策定しました。

第1節 計画改定の趣旨

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震とそれに伴って発生した大津波及び東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害）は、本県に甚大な被害をもたらし、とりわけ、東京電力福島第一原子力発電所の事故は、大量の放射性物質の放出による県土の環境汚染というこれまで経験したことのない深刻かつ多大な影響をもたらしています。
- このような状況を踏まえ、新たな課題である東日本大震災からの再生・復興に向けた取組を着実に進めるとともに、現行施策についても更なる推進を図り、美しい自然環境に包まれた持続可能な社会を構築できるよう、計画の見直しを行いました。

第2節 計画の性格

- 「福島県環境基本条例」（平成8年3月）第10条の規定に基づき、本県の環境の保全・回復（※「福島県環境基本条例」においては、“保全”は“回復”的意味合いも含めて規定していますが、本計画においては、分かりやすくするため、“保全”と“回復”を使い分けて記載します。）に関する施策について総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を定める計画であり、放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染の防止のための措置について適用対象とした

¹ 福島県環境基本条例：環境の保全について、基本理念や県等の責務、施策の基本となる事項を定めた条例で、巻末に全文掲載しています。

- 1 「環境基本法¹」の改正内容（平成 24 年 6 月改正）も反映しています。
- 2 ○ 県政運営の基本指針として策定された「福島県総合計画²」（ふくしま新生プラ
3 ナ）の基本目標である「夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”」を、環境の
4 面から実現することを目指した計画です。また、本計画の推進に当たっては、
5 東日本大震災からの復興に向けた対応を総合的に示す「福島県復興計画³」と連
6 携して取組を進めます。
- 7 ○ 地球温暖化や廃棄物、水環境などに関する環境分野の個別計画⁴の策定を始め、
8 県の各種計画の策定や施策の実施に際し、本県の環境保全・回復に関する基本
9 的な方向を示すものとして位置付けられる計画です。
- 10 ○ 県の施策はもとより、県民、事業者、市町村などに期待される取組も含めて、
11 各主体の参加と連携・協働を図りながら、環境の保全・回復を一体となって進
12 めるための計画です。

13 第 3 節 計画の期間

- 14 ○ 「福島県総合計画」と将来展望を共有しながら、平成 25 年度（2013 年度）を
15 初年度とし、平成 32 年度（2020 年度）を目標年度とする 8 か年計画とします。

1 環境基本法：環境の保全について、基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項を定めた法律です。

2 福島県総合計画：県づくりの指針や施策を示す県の最上位の計画であり、今の子どもたちが親の世代となる 30 年後を展望しながら、平成 25 年度を初年度とし平成 32 年度を目標年度とする 8 か年計画です。

3 福島県復興計画：東北地方太平洋沖地震やその余震、それに伴う大津波、東京電力福島第一原子力発電所事故と風評、さらに東京電力福島第一原子力発電所の事故が収束しない中で発生した新潟・福島豪雨、台風 15 号などの一連の災害からの復興に向けての取組を総合的に示す計画として平成 23 年 12 月に策定され、平成 32 年度を目標年度としています。

4 個別計画：本計画に体系づけられる環境関連計画の体系図を巻末に示しています。

第2章 基本目標と基本姿勢

第1節 計画の基本目標と将来像

1 基本目標

「福島を想う全ての人々の力でつくろう
～安心して暮らせて、自然と共生する“新生ふくしま”～」

2 計画目標年次の将来像（平成32年度）

- 総力を結集した除染の推進により、美しく豊かな県土の回復が進んでいます。
- 低炭素社会への転換、循環型社会の形成が図られ、持続可能な社会の実現に向けて県民、事業者、市町村など全ての主体が行動しています。
- 豊かで多様な自然と共生する社会が形成され、良好な生活環境が確保されています。
- 参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会が構築され、環境配慮等に基づいた取組により、環境と調和のとれたゆとりある生活空間が形成されています。

第2節 施策展開に当たっての基本姿勢

- 施策展開に当たっては、新たな柱立てとして除染や災害廃棄物¹処理などの「環境回復の推進」に最優先で取り組むとともに、これまで取り組んできた循環型社会・自然共生社会の形成などの「美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現」についても更なる推進を図ります。
- これら、「環境回復の推進」及び「美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現」の二本の柱の相互連携による施策の相乗効果を図り、環境回復にとどまることなく、県民が将来にわたり安心して暮らせる美しく豊かな環境の創造に向け、県、国、市町村など行政や事業者、県民など全ての主体の総力を結集し取り組んでいきます。

1 環境回復の推進

- 噫緊の課題である東日本大震災からの再生・復興に向け、環境回復の推進に

¹ 災害廃棄物：一般には地震や津波、洪水など、災害に伴って発生する廃棄物全般をいいますが、本計画においては、東日本大震災により発生した廃棄物を指します。

1 最優先で取り組みます。

2 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現

3 ○ 「環境保全優先」、「環境影響の未然防止」、「環境と経済、環境と社会の好循
4 環」を三つの基本原則として、引き続き低炭素社会への転換、循環型社会の形
5 成、自然共生社会の形成などの施策を進め、豊かな自然環境に恵まれた美しい
6 姿を未来に継承していきます。
7

8 第3節 基本姿勢の連携を具現化するための拠点 9 (福島県環境創造センター(仮称)の整備)

10 ○ 本県の新たな課題を抱える環境施策の展開に当たっては、「環境回復の推進」
11 及び「美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現」の二本の柱の連携、更
12 には施策の融合を図りながら相乗効果を生み出し、推進していくことが重要で
13 す。このため、このことを具現化する拠点として、福島県環境創造センター(仮
14 称)を整備します。
15 ○ 福島県環境創造センター(仮称)は、国内外の英知を結集して、放射性物質
16 により汚染された環境の早急な回復に取り組むとともに、県民が将来にわたり
17 安心して暮らせる美しく豊かな環境の創造にも取り組んでいきます。
18

19 <福島県環境創造センター(仮称)の取組の展開イメージ図>



第3章 本県の特性

第1節 県土の特性

- 本県は、東北地方の最南部に位置し、1万3千783km²という全国第3位の広大な県土面積を有しています。
- 県土の約70%を森林が占めているとともに、阿武隈川、阿賀川を始めとする総延長4千864kmに及ぶ河川、猪苗代湖などの大小の湖沼群、南北160kmに及ぶ海岸線、標高2千m級の山岳、各地に点在する温泉地等を有し、磐梯朝日国立公園、尾瀬国立公園に代表される豊かな自然と美しい景観に恵まれています。
- 県土は南北に縦断する阿武隈高地、奥羽山脈によって、浜通り、中通り、会津の3地方に分けられ、それぞれ気候、風土等を異にした地域特性を有しています。また、特定の都市に人口や機能が集中することなく、県内各地に都市が分散した特色ある多極分散型の県土構造を有しています。
- 本県は、東京圏から概ね2百km圏に位置し、北海道・東北地方と関東地方の結節点となっており、高速交通ネットワークとして新幹線や福島空港が整備されるとともに、高速道路の整備などにより日本海側とも結ばれています。
- 東日本大震災により、多くの自然や地域資源が被害を受けており、今後の再生が課題となっています。

第2節 社会的特性

(1) 人口

- 本県の人口は、平成10（1998）年1月の213万8千人から減少傾向となり、平成24（2012）年4月現在、197万9千人となっています。
- 東日本大震災の発生後、県内での人口の流動が大きくなっているとともに、避難を目的とする若い世代を中心とした県外への人口流出が続いている、活力の低下が懸念されています。
- そのほか、人口減少の原因として、進学や就職による首都圏への人口流出、未婚化、晩婚化の進行、出生数の減少、死亡数の増加などが挙げられます。
- 県外避難者の帰還や人口流出の抑制に向けて、原子力災害の収束、県民が安心して生活できる環境の回復が急務となっています。

1 **(2) 土地利用**

- 2 ○ 平成 22 年における県土面積 1 万 3 千 783km² の構成は、農用地が 11.0% 、森
3 林が 70.4% 、道路が 3.8% 、宅地が 3.5% などとなっています。
- 4 ○ 平成 13 年から平成 22 年までの 10 年間の推移を見ると、農用地は減少が続い
5 ており、一方で宅地や道路の増加傾向が続いています。また、森林はほぼ横ば
6 いで推移しています。
- 7 ○ 東日本大震災は、県土に甚大な被害をもたらしました。東北地方太平洋沖地
8 震とそれに伴って発生した大津波は自然環境に大きな影響を与え、また、東京
9 電力福島第一原子力発電所の事故は放射性物質により生活圏、農用地、森林な
10 どを汚染し、県民の生活や生産活動・経済活動のための土地利用に影響を与
11 えています。避難地域などでは多くの県民が県内外への長期的避難を余儀なくさ
12 れ、また、立入制限などもあり、当面震災以前と同様の管理、利用ができない
13 土地が発生しています。

14 **(3) 産業・経済**

- 15 ○ 平成 22 年度の県内総生産は、名目で 7 兆 2 千 15 億円、実質で 8 兆 6 千 876
16 億円となっており、経済成長率¹は、名目で △0.4% で 4 年連続のマイナス、実
17 質では 1.2% と 3 年ぶりのプラスとなっています。
- 18 ○ 東日本大震災により、多くの産業が被害を受け、特に、農林水産業において
19 は、広範囲にわたり生産基盤である農地、森林、漁場が放射性物質に汚染され
20 ました。これらのことから、既存産業の再生と、新たな活力の源となる産業の
21 振興が課題となっています。

22
23
24
25
26
27

¹ 経済成長率：総生産の対前年度増加率で、名目値はその時点の価格で評価した値、実質値は物価変動による影響を除外した値です。

第4章 施策の体系と展開

第1節 施策体系

本計画に掲げる目標を達成するため、施策展開に当たっての基本姿勢を踏まえ、次頁に示す施策体系により環境保全・回復施策を展開します。

施策体系は、新たな課題である除染や災害廃棄物¹処理などの東日本大震災からの再生・復興に向けた「環境回復の推進」と、これまで取り組んできた循環型社会・自然共生社会の形成などの「美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現」の二つの柱から成っており、これらを相互に連携させ相乗効果も図りながら施策を展開します。

また、二つの柱の連携を具現化する拠点として、[福島県環境創造センター](#)（仮称）²を整備し、放射性物質により汚染された環境の早急な回復と、県民が将来にわたり安心して暮らせる美しく豊かな環境の創造にも取り組んでいきます。

これら施策の展開により、県政運営の基本指針となる「福島県総合計画³」の基本目標を環境の面から実現することを目指します。

なお、施策の実施に当たっては、本計画の個別計画⁴に体系付けられる「福島県地球温暖化対策推進計画⁵」、「福島県循環型社会形成推進計画⁶」等や、その他県総合計画に関連する「福島県地域防災計画⁷」等と緊密な連携、役割分担を図りながら、より具体的な取組を進めていくこととし、県はもとより、国及び市町村の行政や事業者、県民など全ての主体の総力を結集し取り組んでいきます。

¹ 災害廃棄物：4頁に注記

² [福島県環境創造センター](#)（仮称）：5頁に[福島県環境創造センター](#)（仮称）の取組の展開イメージ図を掲載しています。

³ 福島県総合計画：3頁に注記

⁴ 個別計画：3頁に注記

⁵ 福島県地球温暖化対策推進計画：地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を削減するため、具体的な削減目標とともに対策を掲げ、県民、事業者、行政が実践すべき取組を示した計画です。

⁶ 福島県循環型社会形成推進計画：「福島県循環型社会形成に関する条例」に基づき、本県の特性をいかした循環型社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

⁷ 福島県地域防災計画：「災害対策基本法」に基づき、国の防災基本計画、防災業務計画と連携した県の地域に関する防災計画であり、一般災害対策編、震災対策編、事故対策編、原子力災害対策編及び資料編から構成されています。

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

I 環境回復の推進

1 放射性物質による環境汚染からの回復

- (1) 環境放射能モニタリングの実施
- (2) 除染の推進
- (3) 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進

2 原子力発電所及び周辺地域の安全確保

II 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現

1 低炭素社会への転換

- (1) 温室効果ガス排出抑制の取組の推進
- (2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用
- (3) 再生可能エネルギー関連産業の活性化

2 循環型社会の形成

- (1) 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換の促進
- (2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の促進
- (3) 廃棄物の適正な処理の推進
- (4) 環境と調和した事業活動の展開

3 自然共生社会の形成

- (1) 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進
- (2) 生物多様性の保全と生物多様性の恵みの持続可能な利用
- (3) 地震・津波により影響を受けた自然環境及び生物多様性の回復に向けた適切な保全
- (4) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全
- (5) 猪苗代湖等の水環境保全

4 良好な生活環境の確保

- (1) 大気、水、土壤等の環境保全対策の推進
- (2) 化学物質の適正管理等の推進
- (3) 公害紛争等の対応
- (4) 環境影響評価の推進

5 環境ネットワーク社会の構築と環境に配慮したゆとりある生活空間の形成

- (1) 環境教育・学習の推進、参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の構築
- (2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成
- (3) 情報の収集・提供と発信

1 第2節 施策の展開

2 I 環境回復の推進

3 1 放射性物質による環境汚染からの回復

4
5 現状と課題

6
7 東日本大震災は本県に甚大な被害をもたらし、とりわけ、東京電力福島第一原子
8 力発電所の事故は、大量の放射性物質の放出により広範囲にわたり環境を汚染し、
9 多数の県民が避難を余儀なくされるなど、深刻かつ多大な影響をもたらしました。
10 そのため、除染による、放射線が生活環境に及ぼす影響の早急な低減や、大量に発
11 生した、**放射性物質に汚染された廃棄物¹**及び**災害廃棄物²**の処理が本県復旧・復興
12 の大前提となっています。

13 (1) 放射線量の把握及び情報提供が必要

14 事故由来放射性物質による環境汚染対策の検討や、正確な情報発信による県民
15 の安全・安心の確保等のため、きめ細かな放射線量の把握、放射線に関する分か
16 りやすい情報提供などが求められています。

17 (2) 除染の速やかな実施が必要

18 県民の一刻も早い帰還や、県民が安心して健やかで快適な暮らしを享受し、将
19 来世代にも引き継いでいくために、放射性物質に汚染された県土の除染を速やか
20 に実施することが求められています。

21 また、早急に方針を定める必要がある生活圏以外の森林や河川については、そ
22 の除染方法の確立が求められています。

23 (3) 廃棄物の適正かつ速やかな処理が必要

24 **放射性物質に汚染された廃棄物**や**災害廃棄物**の処理について、処理施設等周辺
25 住民の放射性物質に対する懸念から、処理施設における処分が進まず、焼却灰や
26 下水汚泥などの廃棄物が大量に一時保管されており、速やかな対応が求められて

¹ 汚染廃棄物：東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、当該原子力発電所から放出された放射性物質に汚染された廃棄物をいいます。

² 災害廃棄物：4頁に注記

1 います。

2 また、指定廃棄物¹等の保管・処分を行う施設の確保が大きな課題となっています。

施策の展開方向

(1) 環境放射能モニタリングの実施

○ きめ細かな監視・測定

県、国、市町村等関係機関の連携の下、身近な生活環境（大気、河川、地下水、海域、土壤、野生鳥獣など）の放射性物質による汚染状況について、きめ細かな監視及び測定を継続的に実施し、その結果を迅速かつ分かりやすく公表します。

【環境指標】

指標名	現況値 (H23 年度)	目標値 (H32 年度)	目標区分 ²
環境放射線量（各地方振興局等における空間線量率） 県北保健福祉事務所 郡山合同庁舎 白河合同庁舎 会津若松合同庁舎 南会津合同庁舎 南相馬合同庁舎 いわき合同庁舎	(H24. 9 平均値) 0. 69 μ Sv/時 0. 51 μ Sv/時 0. 21 μ Sv/時 0. 09 μ Sv/時 0. 06 μ Sv/時 0. 37 μ Sv/時 0. 10 μ Sv/時	モニタリング指標 ³ (減少を目指す)	↓
水浴場の放射性物質基準適合率 ※1	100% (H24. 9 現在)	モニタリング指標 (現況値を維持する)	→

¹ 指定廃棄物：放射能濃度が 8,000 ベクレル/kg を超える、「放射性物質汚染対処特措法」に基づき環境大臣が指定する廃棄物です。国が責任を持って処理することとなっています。

² 目標区分：現況値を基準として、目標年度における目標値をどのような趣旨で設定したかを示します。

↑：現況値を上げていく →：現況値程度を維持していく ↓：現況値を下げていく

なお、数値がより高い、又はより低いことが望ましいが、このことを上述の矢印で表示すると、現況値と目標値との関係に矛盾が生じるものについては、「-」と表記します。

³ モニタリング指標：目標値の設定が困難又は不適当であるが、毎年状況を把握し、公表することが望ましいものです。

1 ※1 放射性物質の測定を行った県内の海水浴場及び湖水浴場のうち、放射性セシウム濃度が水
2 浴場の放射性物質に係る指針値（水質の目安：10Bq/1）を達成した水浴場の割合です。

3

4 (2) 除染の推進

5 ○ 総力を結集した除染の推進

6 除染は、県、国、市町村等関係機関の連携の下、総力を結集し一体となって
7 できるだけ速やかに行うこととし、取組に当たっては、子どもの生活環境から
8 優先的に実施していきます。

9 また、効果的かつ速やかな除染の実施のため、新たな除染技術の開発などを
10 進めるとともに、住民理解を促進することにより仮置場を確保するなど、除去
11 土壌の適正な処理を進めていきます。

12 ① 除染特別地域¹では、国が主体となって、追加被ばく線量が年間1ミリシ
13 ーベルト以下²になることをを目指し、住宅・道路・学校施設・公園・農地・
14 森林などの除染を行います。

15 ② 除染特別地域以外の地域では、市町村が策定する除染実施計画に基づく
16 取組など、追加被ばく線量が速やかに年間1ミリシーベルト以下になるこ
17 とを目指し、市町村を始め、県及び国が除染を行います。

18

19 【環境指標】

指標名	現況値 (H23年度)	目標値 (H32年度)	目標区分
除染特別地域における住宅等除染の進捗率（計画棟数に占める実績棟数の割合）※1	—	各年度において100%を目指す	↗
市町村除染地域における住宅除染の進捗率（計画戸数に占める実績戸数の割合）※2	13.5% (H24.11末現在で把握できた実績)	各年度において100%を目指す (H28年度)※3	↗

20

1 除染特別地域：その地域内の事故由来放射性物質による環境汚染が著しいと認められることその他の事情から、国がその地域内の除染等の措置等を行う必要があるとして環境大臣が指定する地域をいいます。平成23年12月に、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村の区域のうち当該時点で警戒区域又は計画的避難区域である区域が指定されました。

2 追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下：「福島復興再生特別措置法」に基づき策定された「福島復興再生基本方針」において、長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることをを目指すことが明記され、この達成に向けて、県、国、市町村等が一体となって除染を進めています。なお、年間1ミリシーベルト以下は、具体的には、空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルト以下としています。

指標名	現況値 (H23 年度)	目標値 (H32 年度)	目標区分
市町村除染地域等のモニタリングポスト設置箇所における年間追加被ばく線量(1 mSv 以下の地点の割合)	65.8% (H24.9 平均値)	100%	↗

- 1 ※1、2 それぞれの地域における除染が必要な全体の数が確定していないことから、暫定的に、
2 各年度の計画数に占める実績数の割合として設定しています。
3 ※3 市町村が策定した除染実施計画（平成 24 年 12 月現在）の終期に合わせ、平成 28 年度まで
4 の目標値として設定しています。
5

6 (3) 汚染廃棄物¹及び災害廃棄物²の適正な処理の推進

7 ○ 汚染廃棄物の適正処理

8 放射性物質に汚染された廃棄物を適正処理するため、県、国、市町村、事業
9 者等がそれぞれの役割を担い、連携しながら適正かつ効率的な処理を行ってい
10 きます。

11 ① 県は、市町村・関係機関等と連携し、放射性物質に汚染された廃棄物の
12 処理に係る住民理解の促進を図るほか、指定廃棄物³について、国が処理す
13 るまでの間、排出事業者等が適正に保管を行うよう指導・助言するととも
14 に、これより汚染レベルが低い廃棄物は、既存施設において円滑に処理が
15 進むよう取り組んでいきます。

16 ② 国による指定廃棄物及び汚染廃棄物対策地域⁴内の廃棄物の速やかな処
17 理を促進します。

18 ○ 災害廃棄物の適正処理

19 災害廃棄物を速やかに適正処理するため、県、国、市町村等がそれぞれの役
20 割を担い、連携しながら適正かつ効率的な処理を行っていきます。

21 ① 県は、市町村等が可能な限り再生利用を図りながら計画的に災害廃棄物の
22 処理を進めることができるよう取り組んでいきます。

23 また、適正な一時保管・処理方法の周知のため、専門家派遣や処理施設へ

¹ 汚染廃棄物：10 頁に注記

² 災害廃棄物：4 頁に注記

³ 指定廃棄物：11 頁に注記

⁴ 汚染廃棄物対策地域：その地域内にある廃棄物が特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染されているおそれがあると認められることその他の事情から、国がその地域内にある廃棄物の処理を行う必要があるとして環境大臣が指定する地域をいいます。平成 23 年 12 月に、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村の区域のうち当該時点で警戒区域又は計画的避難区域である区域が指定されました。

の立入調査を行うほか、既存処理施設の活用に向けた住民理解の促進に努め、必要に応じ仮設処理施設設置に向けた用地確保や産業廃棄物¹処理施設の確保に係る調整など、市町村等のそれぞれの課題に応じ、きめ細かく対応します。

② 国は、汚染廃棄物対策地域²における直轄処理事業、市町村からの要請などに基づく特定被災地方公共団体³の代行処理事業により災害廃棄物⁴の処理を推進します。

【環境指標】

指標名	現況値 (H23 年度)	目標値 (H32 年度)	目標区分
東日本大震災に係る災害廃棄物の処理・処分率	12%	100% (H25 年度)※1	↗

※1 平成 25 年度までに処理を完了させることを目指します。

¹ 産業廃棄物：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められた 20 種類が産業廃棄物です。

² 汚染廃棄物対策地域：13 頁に注記

³ 特定被災地方公共団体：「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づき定められた地方公共団体をいいます。

⁴ 災害廃棄物：4 頁に注記

2 原子力発電所及び周辺地域の安全確保

現状と課題

国は平成23年12月に東京電力福島第一原子力発電所事故の収束を宣言しましたが、その後もトラブルが度々発生するなど、県民の不安は依然として解消されていません。

県では、県内に立地する全ての原子力発電所の廃炉を求めていますが、国からはまだ、全基廃炉の方針は出されていません。現在、廃炉が決定された東京電力福島第一原子力発電所1～4号機においては、「廃止措置等に向けた中長期ロードマップ¹」に基づきプラントの安定維持と燃料取出し等の廃炉に向けた準備が進められていますが、原子炉内で溶融した燃料の状態が正確に把握できない状況や、放射性物質の放出が続いている。

○ 県内原子力発電所の全基廃炉の実現と安全確保が必要

廃炉が決定された東京電力福島第一原子力発電所1～4号機については、事故の完全収束と今後30～40年にわたる廃炉作業が安全かつ着実に実施されしていくことが必要です。

また、東京電力福島第一原子力発電所5・6号機と福島第二原子力発電所について、県は廃炉を求めています。廃炉までの間、冷温停止が安定的に維持されるとともに、廃炉作業が安全かつ着実に実施されていくことが必要です。

○ 原子力発電所周辺の放射線モニタリングが必要

原子力発電所の周辺において、放射性物質の追加的な放出や異常事象による放出を迅速に検知するためのモニタリングが必要です。

○ 迅速かつ分かりやすい情報提供が必要

県民の不安を解消するためには、廃炉等に向けた取組の進捗状況や安全対策に関する全ての情報を迅速かつ分かりやすく提供していくことが必要です。

¹ 廃止措置等に向けた中長期ロードマップ：東京電力福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置終了までの具体的な工程として策定されたロードマップです。

施策の展開方向

○ 県内原子力発電所の全基廃炉の要請と安全確保

県内に立地する全ての原子力発電所の廃炉を引き続き求めるとともに、国と東京電力の責任において、東京電力福島第一原子力発電所1～4号機の事故の完全収束と廃炉作業が安全かつ着実に進められるよう求めていきます。

また、国と東京電力から定期的に報告を求め、必要に応じて現地調査等を行うほか、関係市町村や専門家で構成する協議会等による県独自の監視体制を構築し、立地自治体の立場から国と東京電力の取組を厳しく監視していくとともに、「福島県地域防災計画¹（原子力災害対策編）」を強化するなど、県民の安全を確保していきます。

○ 原子力発電所周辺の放射線モニタリングの実施

原子力発電所からの放射性物質の放出を、迅速に検知するため、モニタリングポストを増設するなど、モニタリング体制を充実していきます。

○ 県民への迅速かつ分かりやすい情報提供の実施

国と東京電力の責任において、廃炉等に向けた取組の進捗状況や安全対策に関する全ての情報を、県民に迅速かつ分かりやすく提供するよう求めていきます。

東京電力からの通報連絡事項、廃炉に向けた取組の現地調査の結果、モニタリング結果等について、ホームページ等を通じて県民への情報提供を進めています。

【環境指標】

指標名	現況値 (H23年度)	目標値 (H32年度)	目標区分
原子力発電所現地確認調査回数 ※1	8回	モニタリング指標 ² (適切に対応する)	

※1 1年間に実施した、安全確保に関する協定に基づく現地調査の回数です。

¹ 福島県地域防災計画：8頁に注記

² モニタリング指標：11頁に注記

II 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現

1 低炭素社会への転換

現状と課題

地球の気温はここ 100 年で 0.74°C 上昇し、その原因は、人間活動によって発生する二酸化炭素などの温室効果ガス¹の増加によってもたらされた可能性が非常に高いとされています。国と福島県では、温室効果ガス排出量の抑制を図るため、数値目標を掲げて対策に取り組んできましたが、東日本大震災、特に東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、全国各地の原子力発電所が稼働を停止しており、火力発電所の稼働率が上がったため、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が増加しており、また、災害廃棄物²の処理などの震災復興事業により、当面の間、温室効果ガスの排出量が更に増加することが予想されます。

一方、福島県における再生可能エネルギー³導入量（原油換算）は平成 14 年度の 174 万 8,141k1 から平成 23 年度には 196 万 8,824k1 へと増加しています。

(1) 温室効果ガス排出抑制の取組の推進が必要

温室効果ガスの増加による気温上昇は、生態系、食料、健康等に多大な影響を及ぼすことから、県民、事業者、市町村などあらゆる主体が地球温暖化防止に向け、温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいく必要があります。

(2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用が必要

原油・石炭などの化石燃料の将来的な枯渇や本県が有する再生可能エネルギーの潜在能力などを踏まえ、再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用を進めていくことが大切です。

¹ 温室効果ガス：太陽から放射されるエネルギーの一部は、地球の表面で熱（赤外線）として反射されますが、大気中の二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）などのガスは、その熱を吸収して地表を暖める働きがあり、これらのガスを温室効果ガスといいます。

² 災害廃棄物：4 頁に注記

³ 再生可能エネルギー：自然プロセス由来で絶えず補給される太陽、風力、バイオマス、地熱、水力等から生成されるエネルギーのことをいいます。再生可能エネルギーは、自然の力で定常に補充されるエネルギー資源で、枯渇することなく繰り返し使用でき、地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーです。

1 (3) 再生可能エネルギー¹関連産業の活性化が必要

2 原子力に頼らない持続的に発展可能な社会づくりを進めるため、再生可能エネ
3 ルギー関連産業の活性化を図る必要があります。

4

5 **施策の展開方向**

6

7

8 (1) 温室効果ガス²排出抑制の取組の推進

9 ○ 省資源・省エネルギーの取組の推進

10 地球温暖化防止に向け、県民、事業者、市町村などのあらゆる主体が温室効
11 果ガスの発生を最小化する省資源・省エネルギーの取組を進めます。特に、温
12 室効果ガス排出量の増加が著しい一般家庭やオフィス・店舗において、自主的
13 な取組が積極的に展開されるよう普及啓発に努めます。

14 ○ 環境負荷の少ないまちづくりの推進

15 自動車排出ガスの抑制など、環境への負荷を低減するため、「歩いて暮らせる
16 コンパクトなまちづくり」を進めるとともに、公共交通機関の利用や企業にお
17 ける環境にやさしい物流システムの構築を促進するほか、公共建築物等への県
18 産材利用の拡大を図ります。

19 ○ 森林整備の推進

20 二酸化炭素吸収源としての働きを十分に發揮させるため、森林施業³と放射性
21 物質の除去・低減を一体的に進めながら、県民参加の森林づくりの促進や林業
22 労働力の確保・育成等に取り組み、間伐等の森林整備を進めます。

23 ○ 温室効果ガス排出量の削減

24 これらの取組に加え、カーボン・オフセット⁴の考え方について普及啓発を図
25 るとともに、本県が大きな潜在能力を有する再生可能エネルギーを有効活用し、
26 温室効果ガスの排出を抑制することが重要であることから、20~21 頁「(2) 再
27 生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用」及び「(3) 再生可能エネ

¹ 再生可能エネルギー：17 頁に注記

² 温室効果ガス：17 頁に注記

³ 森林施業：森林を育成するために行う植林・下刈・除伐・間伐・枝打等をいいます。

⁴ カーボン・オフセット：日常生活や経済生活において避けることができない CO₂ 等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資することなどにより、排出される温室効果ガスを低減し埋め合わせるという考え方です。

1 ルギー関連産業の活性化」の施策を一体的に進め、温室効果ガス¹の排出量を、
2 平成 2 年度比で、平成 32 年度には 85~90%、長期的には、再生可能エネルギー
3 の飛躍的な推進や新たな省エネルギー技術の導入を始め、更なる取組の推進
4 により、平成 52 年度に 20%とすることを目指します。

5

6 【環境指標】

指標名	現況値 (H23 年度)	目標値 (H32 年度)	目標区分
温室効果ガス排出量 (H2 年度比)	85.3% (H22 年度)	85%~90% ※1	—
「福島議定書」事業 ³ 参加団体 数	学校 604	学校 900	↗
	事業所 1,635	事業所 3,000	
うつくしま地球温暖化防止活動 推進員 ⁴ の活動回数	544	850	↗
県有建築物の環境性能診断 ⁵ 件 数	85	132 (H27 年度)※2	↗
クリーンエネルギー自動車 ⁶ の 普及台数	34,740 台	モニタリング指標 ⁷ (増加を目指す)	↗
営業用貨物自動車輸送トン数比 率※3	66.0% ※4 (H22 年度)	63.0%	—
森林整備面積	7,387ha	14,000ha 〔 延べ 90,800ha (H25~H32 累計) 〕	↗
森林づくり意識醸成活動の参加 者数	107,189 人	155,000 人	↗

7 ※1 東日本大震災の影響により、本県の人口と経済について正確な成長の推計が困難であるこ
8 とから、緩やかな人口減少・順調な経済成長を見込んだシナリオと、急激な人口減少・緩や
9 かな経済成長を見込んだシナリオの 2 パターンを想定し、幅を持たせた目標値を設定してい
10 ます。

1 温室効果ガス：17 頁に注記

2 再生可能エネルギー：17 頁に注記

3 「福島議定書」事業：二酸化炭素排出量の削減目標を定め、その目標達成に向けて、節電、節水、ごみ減量化などに取り組むことを知事と約束する事業です。

4 うつくしま地球温暖化防止活動推進員：「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、県民などによる地球温暖化防止活動を支援し、助言するため、知事が委嘱する運動員です。

5 環境性能診断：施設の環境負荷低減に向け、建築関係職員が施設管理者に対して運用改善と改修工事の両面から CO₂ と光熱水費等の削減手法を提案するものです。

6 クリーンエネルギー自動車：ハイブリッド車、電気自動車、メタノール車、天然ガス車、水素自動車です。

7 モニタリング指標：11 頁に注記

- 1 ※2 平成 27 年度で全ての対象施設の診断を完了する予定です。
- 2 ※3 年間の全貨物輸送量（営業用貨物自動車輸送トン数+自家用貨物自動車輸送トン数）のうち、営業用貨物自動車による輸送量の割合です。
- 3 ※4 平成 22 年度の実績値は、高速道路無料化の実施という特殊事業により数値が高くなっています。
- 4
- 5
- 6

7 (2) 再生可能エネルギー¹の普及拡大とエネルギーの有効利用

8 ○ 再生可能エネルギーの普及拡大

9 再生可能エネルギーの普及啓発を進めるとともに、一般家庭、事業所、市町
10 村への導入支援や県有施設への率先導入を進めます。

11 ○ エネルギーの有効利用

12 工場・事業場等における温排水廃熱や、太陽光、太陽熱、風力、地熱、小水
13 力、バイオマス²など再生可能エネルギーの有効利用、従来型エネルギーの高効
14 率利用を進めます。

15

16 【環境指標】

指標名	現況値 (H23 年度)	目標値 (H32 年度)	目標区分
県有施設への再生可能エネルギー率先導入数（累計）	26 か所	100 か所	↗
再生可能エネルギーの導入量（原油換算）	1,968,824kl	3,522,467kl	↗

17

18 (3) 再生可能エネルギー関連産業の活性化

19 ○ 再生可能エネルギー関連産業の集積・育成

20 再生可能エネルギー関連産業の企業立地や設備投資、さらには事業者間のマ
21 ッチング、新規販路開拓などを支援し、再生可能エネルギー関連産業の集積・
22 育成を図ります。

23 また、国の浮体式洋上風力発電実証研究事業を踏まえ、風力発電産業の研究・
24 試験を行う拠点の整備と関連産業の集積を目指します。

¹ 再生可能エネルギー：17 頁に注記

² バイオマス：再生可能な、生物由来の有機性資源で、石油などの化石資源を除いたものをいい、木材やわら、もみがら、家畜排せつ物、生ごみなどがあります。

1 ○ 再生可能エネルギー¹分野における技術の開発と普及促進

2 再生可能エネルギー分野の技術開発を支援するとともに、技術の普及促進を
3 図ります。

4 また、新たに立地する独立行政法人産業技術総合研究所を中心に、産学民官
5 が連携して、「ふくしま発」次世代太陽電池などの新技術の開発を目指します。
6

7 【環境指標】

指標名	現況値 (H23 年度)	目標値 (H32 年度)	目標 区分
再生可能エネルギー関連産業の工場立地件数	4 件	70 件 (H25～H32 累計)	↗
再生可能エネルギー関連の産学官共同研究実施件数（累計）	3 件	12 件	↗

¹ 再生可能エネルギー：17 頁に注記

2 循環型社会の形成

現状と課題

「もったいない50の実践¹」など、県民一人一人の環境に負荷をかけない取組を促進しており、一般家庭や事業所から排出される廃棄物は減少傾向にありますが、東日本大震災により放射性物質に汚染された廃棄物²や災害廃棄物³が発生しています。

また、産業廃棄物⁴の不法投棄量は指標設定時と比較して増加、さらに事業者等の環境負荷低減活動への取組を示す ISO14001⁵の認証取得状況は近年減少傾向にあります。

(1) 環境に負荷をかけない意識への転換が必要

県民一人一人が環境に負荷をかけないライフスタイルへの意識の転換を更に推進する必要があります。

(2) 廃棄物等⁶の発生抑制、再使用、再生利用の促進が必要

更なる廃棄物等の発生抑制とともに、再使用、再生利用の推進が求められています。

(3) 廃棄物の適正な処理の推進が必要

放射性物質に汚染された廃棄物や災害廃棄物も含め、廃棄物の適正な処理の推進が求められています。

(4) 環境と調和した事業活動の推進が必要

環境と調和した事業活動の更なる推進が求められています。

¹ もったいない50の実践：県では、循環型社会の形成に向けて、県民一人一人の「もったいない」の意識を呼び起こし、自発的な行動を促進するため、50の取組を例示しています。

² 汚染廃棄物：10頁に注記

³ 災害廃棄物：4頁に注記

⁴ 産業廃棄物：14頁に注記

⁵ ISO14001：国際標準化機構＝ISOの定める環境マネジメントシステムの規格です。企業などが自主的、積極的に環境保全に向けた取組を計画し、実行し、点検し、見直すための規格で、認証を取得するには専門機関の審査が必要です。

⁶ 廃棄物等：廃棄物処理法に基づく廃棄物に加えて、廃棄物以外の使用済物品、副産物等を含みます。

施策の展開方向

(1) 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換の促進

○ 地球にやさしいライフスタイルの推進

県民、事業者等に広く環境意識の浸透を図るため、買い物時のマイバッグ¹持参など「地球にやさしいライフスタイル」の普及啓発を推進します。

○ 県民運動と連携した環境保全活動の推進

県民、事業者、市町村などのあらゆる主体があらゆる局面において、環境保全活動に関する県民運動の推進母体である「地球にやさしい“ふくしま”県民会議²」と連携しながら、資源循環や省資源・省エネルギー等の取組を積極的に推進します。

【環境指標】

指標名	現況値 (H23 年度)	目標値 (H32 年度)	目標区分
マイバッグ推進デー協力店※1	1,086 店 (H24. 6 現在)	2,000 店	↗

※1 県では毎月 8 日、9 日をマイバッグ推進デーとしており、この取組に協力するとして登録された店舗をいいます。

(2) 廃棄物等³の発生抑制、再使用、再生利用の促進

○ あらゆる分野での廃棄物等の発生抑制の推進

使い捨て製品の製造販売自粛や簡易包装の導入、ごみ処理の有料化、産業廃棄物⁴排出抑制事業の支援等を推進します。

¹ マイバッグ：スーパーなどの買い物の時に、商品を入れるために自宅から持参するバックのことです。レジ袋を使わないことによりごみを減らしたり、レジ袋の原料である原油の使用量を減らしたりすることができます。エコバックともいいます。

² 地球にやさしい“ふくしま”県民会議：県民、民間団体、事業者及び行政等、あらゆる主体が共通認識のもと、地球温暖化防止に向けた取組などの環境保全活動を県民運動として積極的に推進するため、平成 20 年 5 月に設立されました。

³ 廃棄物等：22 頁に注記

⁴ 産業廃棄物：14 頁に注記

1 ○ 廃棄物等¹の発生抑制、再使用、再生利用の促進

2 廃棄物等の発生抑制を主とし、分別収集の徹底によるマテリアルリサイクル²
3 の促進や、サーマルリサイクル³を進めるための焼却施設への発電設備の導入、
4 さらには廃棄物等からの燃料化、飼料化、肥料化を進め、3R⁴を推進します。

5 また、再生利用に関する情報の整備や事業者育成、各種リサイクル法⁵の推進
6 を図り、放射線量の検査をするなど原子力災害による影響にも適切に対応しな
7 がら、循環資源としての再使用、再生利用等を推進します。

8 **【環境指標】**

指標名	現況値 (H23 年度)	目標値 (H32 年度)	目標区分
一般廃棄物 ⁶ の排出量（1人1日当たり）	985g (H22 年度)	915g (H27 年度)※1	↓
産業廃棄物 ⁷ の排出量	7,994 千トン (H22 年度)	8,305 千トン (H27 年度)※2	—
一般廃棄物のリサイクル率	14.2% (H22 年度)	26.0% (H27 年度)※3	↑
産業廃棄物減量化・再生利用率	91% (H22 年度)	92% (H27 年度)※4	↑
建設副産物リサイクル率（アスファルト塊・コンクリート塊） ※5	100% (H22 年度)	100%	→
下水汚泥リサイクル率	93.2% (H21 年度)	モニタリング指標 ⁸ (増加を目指す)	↑

10 ※1、2、3、4 平成23年3月に策定した「福島県廃棄物処理計画」(平成27年度までの目標値を
11 設定)に基づく数値です。なお、同計画の改定(平成26年度予定)に合わせて、目標値を見
12 直します。

¹ 廃棄物等：22頁に注記

² マテリアルリサイクル：素材として再利用することです。

³ サーマルリサイクル：廃棄物等を焼却する際に発生する熱エネルギーを回収して利用することです。

⁴ 3R：リデュース(Reduce ごみの発生抑制)、リユース(Reuse 再使用)、リサイクル(Recycle 再生利用)の頭文字を取って3R(スリーアール)と呼ばれ、この優先順位で廃棄物等の削減に努めるという考え方です。

⁵ 各種リサイクル法：「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)」、「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」等です。

⁶ 一般廃棄物：産業廃棄物以外のごみ、主に家庭から排出される廃棄物が一般廃棄物です。

⁷ 産業廃棄物：14頁に注記

⁸ モニタリング指標：11頁に注記

1 ※5 県及び市町村の建設工事等から発生する建設副産物（アスファルト塊・コンクリート塊）
2 のリサイクル率です。

3

4 (3) 廃棄物の適正な処理の推進

5 ○ 県民への正しい知識の普及啓発

6 県民に対して、廃棄物の排出者責任や廃棄物処理の正しい知識の普及啓発に
7 努めます。

8 ○ 業者への監視・指導の強化

9 排出事業者及び処理業者に対して、排出者責任・適正処理に関する意識の啓
10 発を図るとともに、適正な廃棄物の処理と廃棄物処理施設の維持管理が行われ
11 るよう徹底した監視・指導に取り組みます。

12 ○ 不法投棄防止対策の強化

13 不適正な処理防止に関する意識の啓発や、排出事業者及び処理業者に対する
14 監視・指導、不法投棄パトロールの強化等、不法投棄防止対策の強化を図ります。
15

16 ○ 不適正処理事案対策の早期処理

17 関係機関相互の連携強化により被害実態の把握とその拡大防止に努めるとと
18 もに、原因者責任に基づく早期の原状回復を図ります。

19 ○ 汚染廃棄物及び災害廃棄物災害により発生した廃棄物の適正処理

20 これらの取組に加え、13～14 頁「(3) 汚染廃棄物¹及び災害廃棄物²の適正な
21 処理の推進」の施策を一体的に進めています。とともに、新たな災害が発
22 生した際にも、市町村等と連携を図り、廃棄物の処理を適正に行っていきます。
23

24 【環境指標】

指標名	現況値 (H23 年度)	目標値 (H32 年度)	目標区分
一般廃棄物 ³ 最終処分場埋立量 (1 日当たり)	252 トン (H22 年度)	200 トン (H27 年度)※1	↓
産業廃棄物 ⁴ 最終処分率	9% (H22 年度)	8% (H27 年度)※2	↓

1 汚染廃棄物：10 頁に注記

2 災害廃棄物：4 頁に注記

3 一般廃棄物：24 頁に注記

4 産業廃棄物：14 頁に注記

指標名	現況値 (H23 年度)	目標値 (H32 年度)	目標区分
農業用使用済プラスチック組織的回収率	51.0%	80.0%	↗
産業廃棄物 ¹ の不法投棄発見件数及び投棄量※3	2 件 812 トン (H22 年度)	モニタリング指標 ² (減少を目指す)	↘

- 1 ※1、2 平成 23 年 3 月に策定した「福島県廃棄物処理計画」（平成 27 年度までの目標値を設定）
 2 に基づく数値です。なお、同計画の改定（平成 26 年度予定）に合わせて、目標値を見直します。
 3 ※3 産業廃棄物は投棄量が 10 トン以上、特別管理産業廃棄物（爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがあるもの）は全てについての発見件数及び量を集計したものです。
 7

(4) 環境と調和した事業活動の展開

○ 環境にやさしい事業活動の促進

省資源・省エネルギー、環境保全のための施設設備導入など事業者の環境に配慮した活動への支援、グリーン購入³の一層の推進等県自ら環境に配慮した物品の率先購入等に取り組みます。

○ 環境負荷低減に資する取組の創出・育成

「うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度⁴」や「産業廃棄物抑制及び再利用技術開発支援事業⁵」の推進、廃棄物等⁶未利用資源の再資源化に向けた研究開発の推進・新技術の普及を図ります。

○ 環境と共生する農林水産業の促進

本県農業の持続的発展と循環型社会の形成を推進するため、放射性物質による汚染状況など安全性を確認しながら、環境と共生する農業の促進、畜産農家と耕種農家の連携、木質バイオマス⁷などの森林資源の活用促進、資源管理型農

¹ 産業廃棄物：14 頁に注記

² モニタリング指標：11 頁に注記

³ グリーン購入：品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷が少ない製品・サービス等を優先的に購入することです。

⁴ うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度：主として県内で生じた廃棄物等を利用して製造された優良な製品を県が認定し、利用を推進する制度です。

⁵ 産業廃棄物抑制及び再利用技術開発支援事業：環境に配慮した産業活動を推進し、産業廃棄物の抑制及び再利用技術に関する研究開発を促進することを目的として、県内の事業者等に対して開発経費の補助を行う制度です。

⁶ 廃棄物等：22 頁に注記

⁷ 木質バイオマス：木に由来する有機性資源の総称で、木材の他に樹木の枝葉、製材工場などの残材や建築廃材を含みます。

1 業やつくり育てる漁業の促進等に取り組みます。

2 ○ 中小企業への支援

3 中小企業の公害防止、リサイクルや省エネ等の環境保全活動を促進するため
4 の融資制度の充実に努めます。

5 ○ 環境保全のための施設整備支援

6 産業廃棄物¹処理施設等の環境整備支援や、景観の保全と当該施設に対する地
7 域理解の促進を図ります。

8
9 【環境指標】

指標名	現況値 (H23 年度)	目標値 (H32 年度)	目標 区分
認証を受けた特別栽培農産物 ² の作付面積	3, 196ha	6, 500ha	↗
エコファーマー ³ 認定件数	21, 091 件	25, 000 件	↗
有機農産物 ⁴ の作付面積	265ha	325ha	↗
県機関におけるグリーン購入 ⁵ 割合	96. 6%	98. 5%	↗

¹ 産業廃棄物：14 頁に注記

² 特別栽培農産物：化学肥料及び化学農薬の使用量を通常の栽培方法による使用量から 5 割以上を削減して栽培された農産物のことです。

³ エコファーマー：土づくりと化学肥料・化学農薬の低減に一体的に取り組む農業者のうち、県知事から「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」の認定を受けた方です。

⁴ 有機農産物：「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS 法）」に基づき、認定機関から認定された生産者が作付けする農産物です。

⁵ グリーン購入：26 頁に注記

3 自然共生社会の形成

現状と課題

「ラムサール条約¹」登録湿地である尾瀬地区や大小 300 を超す湖沼群を有する裏磐梯地区を始め、本県が有する豊かな自然と多様な動植物の適正な保護管理に努めていますが、イノシシによる農業被害やツキノワグマによる人身被害を始め、野生鳥獣と人とのあつれきが増加しています。

また、東日本大震災の地震と津波により、特に沿岸域において、自然環境、生態系は大きな影響を受け、がれきや土砂の流入、海岸林の流出、砂浜の陥没や減少、海岸線の地形の変動などがあったほか、希少な野生動植物（松川浦周辺のヒヌマイトトンボ²、夏井川河口のコアジサシ³等）の生息地が大きく改変しました。

さらに、猪苗代湖の水質は湖水の中性化に伴い COD⁴ 値が上昇する傾向にあり、水質悪化が懸念されています。

(1) 自然環境の保全と自然とのふれあいの促進が必要

本県が有する豊かな自然環境の保全、県民が自然とふれあう場の提供とともに、自然環境の保全施策に関する県民の理解や保全活動への積極的な参加を促進することが求められています。

(2) 生物多様性⁵の保全と生物多様性の恵みの持続可能な利用が必要

イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ及びカワウ等の野生鳥獣と人とのあつれき増加への対策や外来種への対応等を適切に行いながら、希少な野生動植物の保護を始め生物多様性の保全を図るとともに、生物多様性の豊かな恵みの持続可能な利用が求められています。

¹ ラムサール条約：「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」が正式名称。採択地（イラン ラムサール）に因んで一般に「ラムサール条約」と言われ、湿地に生息・生育する動植物を保護・保全し、湿地の賢明な利用（ワיזユース）を目的とする条約であり、平成 17 年 11 月 8 日に尾瀬が重要な湿地に係る登録簿に掲載されています。

² ヒヌマイトトンボ：腹長 22～25mm、後翅長 13～16mm で、河川の河口付近のヨシ原に生息します。「レッドデータブックふくしま」では、絶滅危惧 I 類に分類されています。

³ コアジサシ：小型のアジサシで、夏鳥として本州以南に渡来し、河口、河川敷、海岸でコロニーをつくります。「レッドデータブックふくしま」では、絶滅危惧 I 類に分類されています。

⁴ COD：(化学的酸素要求量) Chemical Oxygen Demand の略で、水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁の程度を示す代表的な指標です。

⁵ 生物多様性：「生物多様性条約」においては、「全ての生き物の間に違いがあること」と定義し、「生態系の多様性」、「種間（種）の多様性」、「種内（遺伝子）の多様性」の 3 つのレベルがあるとしています。

1 (3) 地震・津波により影響を受けた自然環境及び生物多様性¹の回復に向けた適切
2 な保全が必要

3 東日本大震災の地震・津波により、特に沿岸域の自然環境の様相が大きく改変
4 したため、その状況を把握した上で、影響を受けた自然環境が回復していくよう
5 適切に保全するとともに、被災した県立自然公園²の利活用を促進することが大
6 切です。

7 また、同じく生態系も大きな影響を受けたことから、その状況を把握した上で、
8 豊かな生物多様性が回復していくよう適切に保全することが必要です。

9 (4) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の一層の自然環境保全が必要

10 ニホンジカの食害への対策を始め、尾瀬地区や裏磐梯地区の自然環境保全対策
11 の一層の推進が求められています。

12 (5) 猪苗代湖等の水環境保全が必要

13 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境保全対策を一層推進していく必要があります。

14 **施策の展開方向**

15 (1) 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進

16 ○ 自然公園等での自然環境の保全推進

17 自然公園、自然環境保全地域³及び緑地環境保全地域⁴における各種規制や指導、
18 状況調査、保護及び適正利用のための公園施設の整備や保全修復事業等を推進
19 します。

20 ○ 自然環境の保全に関する普及啓発の推進

21 貴重な生態系の維持、身近な自然環境の保全や農地・森林が持つ様々な公益

1 生物多様性：28頁に注記

2 自然公園：「自然公園法」に基づき、優れた自然の風景地を保護し、利用することを目的に区域を画して設けられる公園をいいます。自然公園には、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の三種があります。

3 自然環境保全地域：「福島県自然環境保全条例」に基づき、特異な地形・地質を有する地域や、高山植生、湿原の植物群落など自然性が高く、希少性、原産性の観点からも価値の高い優れた自然の保全を図るために指定しています。「自然環境保全法」に基づき国が指定するものもあります。

4 緑地環境保全地域：良好な生活環境を保全するために、「福島県自然環境保全条例」に基づき、市街地又は集落地周辺等の樹林地・池沼等や歴史的・文化的に価値のある社寺・古墳等で良好な自然環境を形成している地域を指定しています。

的機能の理解等について普及啓発を進めるとともに、自然環境に関する情報収集・提供や、保全活動を行うボランティア団体のネットワーク化等を推進します。

○ 身近な自然環境の保全の推進

里地里山¹や水辺地等の自然環境の保全・復元、また都市公園の整備による都市の緑化等を進めます。

○ 森林や農地等のもつ多面的な機能の確保

農業生産活動を通じての土壌浸食・土砂崩壊の防止や水源かん養機能の維持、森林の計画的な除間伐、保安林²の指定などの適正管理や森林ボランティア³団体の支援を推進します。また、治水・利水などの施策、沿岸域の良好な漁場環境や生態系の保全等の施策に取り組みます。

○ 自然とのふれあいの場の整備推進

県土の除染を進めながら、国立、国定及び県立の自然公園⁴や、「ふくしま県民の森⁵」「福島県昭和の森⁶」などの県立公園における自然環境の保護と利用促進、都市公園等の整備を促進します。

また、河川、ダム、海岸線等整備に当たっては個々の特徴を踏まえた自然景観との調和や親水性⁷の向上に配慮します。

○ 各種情報の提供等の促進

自然とのふれあい活動の推進のため、県土の除染を進めるとともに、ふれあい活動やマナーに関する情報提供、ボランティアとの協力・連携による啓発活動の推進、さらにはエコツーリズム⁸、グリーンツーリズム⁹等の促進を図ります。

¹ **里地里山**：都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域で、集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念です。

² **保安林**：水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のことです。

³ **森林ボランティア**：植林・下刈・除伐・間伐・枝打等を行うボランティアです。

⁴ **自然公園**：29頁に注記

⁵ **ふくしま県民の森**：県民の健康の増進や自然愛護思想の普及の場として、安達郡大玉村玉井地内に造成され、「フォレストパークあだたら」の愛称で多くの人々に親しまれています。

⁶ **福島県昭和の森**：昭和天皇御在位50年記念として、昭和天皇ゆかりの地、耶麻郡猪苗代町天鏡台地内に整備された森林公园です。

⁷ **親水性**：水に触れ、接することから始まり、水の景観的効果、水辺の活用、水辺の魅力などの多角的な視点から、水と親密な関係になることを指します。

⁸ **エコツーリズム**：自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方です。

⁹ **グリーンツーリズム**：農山漁村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動をいいます。

1 【環境指標】

指標名	現況値 (H23 年度)	目標値 (H32 年度)	目標区分
自然公園 ¹ の利用者数	15, 291 千人 (H22 年度)	17, 600 千人	↗
水と親しめるふくしまの川づくり箇所数（累計）	73 か所	91 か所	↗
中山間地域等における地域維持活動を行う面積	15, 625ha	17, 600ha	↗
上下流連携による源流域保全活動事例数	16 件	38 件	↗
一人当たりの都市公園面積※1	12. 43 m ² /人 (H21 年度)	13. 10 m ² /人	↗

2 ※1 都市公園の合計面積を都市計画区域内人口で除したものです。

3

4 (2) 生物多様性²の保全と生物多様性の恵みの持続可能な利用

5 ○ 野生鳥獣の保護管理の取組の推進

6 「鳥獣保護事業計画³」に基づく鳥獣保護区⁴の設定等により、野生鳥獣の生息
7 環境の保護を図ります。さらに、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ及びカ
8 ワウについて「特定鳥獣保護管理計画⁵」を定め、市町村や捕獲従事者等と連携し
9 ながら、人とのあづれきを軽減するための対策を進めます。また、野生鳥獣の
10 放射能モニタリング調査を行い、必要な対策を講じていきます。

11 ○ 野生動植物の保護・救護の取組の推進

12 「野生動植物保護アドバイザー⁶」や「野生動植物保護サポーター⁷」を活用し、
13 希少野生動植物の継続的な情報収集に努めるとともに、絶滅のおそれのある野

¹ 自然公園：29 頁に注記

² 生物多様性：28 頁に注記

³ 鳥獣保護事業計画：「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣の保護事業を実施するために定める計画です。

⁴ 鳥獣保護区：野生鳥獣の保護繁殖を図るために、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき設定する区域で、知事又は環境大臣が設定します。

⁵ 特定鳥獣保護管理計画：「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく、増えすぎたり、減りすぎた動物の種の地域個体群を特定し、適正な個体数に導くための計画です。

⁶ 野生動植物保護アドバイザー：野生動植物保護に關し専門的知識及び経験を有する方々を県が名簿登録し、県の野生動植物の保護施策などについて助言をいただきます。

⁷ 野生動植物保護サポーター：野生動植物の保護に関する意識の高揚を図るため、地域の野生動植物の生息・生育状況などについて県へ情報提供する等の活動をするボランティアとして登録された方々です。

1 生動植物をとりまとめたレッドリスト¹の見直しを進めます。

2 また、福島県鳥獣保護センター²における傷病鳥獣救護の充実を図るため、野生動物救急救命医（E R ドクター）³との連携を強化するとともに、野生動物の生息空間の分断を招かないような道路整備等に取り組みます。

5 ○ 外来種からの生態系や県民生活への被害防止

6 外来生物等の県民への啓発及び情報提供、調査、防除対策等を進めます。

7 ○ 生物多様性⁴の恵みの持続可能な利用

8 日々の生活を始め、産業活動においても生物多様性に配慮し、それらを減少させない適正な方法で利用することにより、生物多様性による豊かな自然の恵みを将来にわたって継承します。

12 【環境指標】

指標名	現況値 (H23 年度)	目標値 (H32 年度)	目標区分
野生動植物保護サポーター ⁵ 登録数	113 人	140 人	↗
生物多様性について理解している人の割合	15. 2% (H22 年度)	70. 0%	↗

13 (3) 地震・津波により影響を受けた自然環境及び生物多様性の回復
14 に向けた適切な保全

15 ○ 地震・津波により影響を受けた自然環境の回復に向けた適切な保全

16 地震・津波によって大きく改変した自然環境について、基本的には、自然そのものが長い時間をかけて回復・変遷していくことになり、今後、現地の詳細な状況を確認しながら、自然環境が回復していくよう適切な保全に努めます。

17 また、専門家等の意見を参考に、県立自然公園⁶区域内の施設の復旧に努め、公園の利活用を促進します。

1 レッドリスト：絶滅のおそれのある野生動植物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価・選定し、リスト化したものです。

2 福島県鳥獣保護センター：昭和 57 年に安達郡大玉村の「ふくしま県民の森」内に設置され、ケガや病気の野生動物を治療し、野生に復帰させる活動を行っている施設です。

3 野生動物救急救命医（E R ドクター）：ボランティアにより野生鳥獣の初期治療を行う動物病院の獣医師です。

4 生物多様性：28 頁に注記

5 野生動植物保護サポーター：31 頁に注記

6 自然公園：29 頁に注記

○ 地震・津波により影響を受けた生物多様性¹の回復に向けた適切な保全
絶滅危惧種のミズアオイ²のように、津波によって表土が流され、土中の休眠種子が発芽した事例が確認されるなど、地震・津波の影響を受けながら生態系は現在も変化を続けています。生物多様性に対する影響については、特に沿岸域における希少野生動植物の生息・生育状況を把握し、地元の自然保護関係者や専門家の意見を参考に、豊かな生物多様性が回復していくよう適切な保全に努めます。

(4) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全

○ 尾瀬地区の自然環境保全の促進

各種行為に対する規制や指導、調査、植生復元や公園施設整備、適正利用の啓発、ニホンジカの食害への対策の推進、さらには尾瀬保護財団等の関係機関と連携した保全活動等の取組を進めます。

○ 裏磐梯地区の自然環境保全の促進

各種行為に対する規制や指導、調査、各種情報提供や環境教育の機会増大などに取り組みます。

【環境指標】

指標名	現況値 (H23 年度)	目標値 (H32 年度)	目標区分
尾瀬の入山者数に対する土・日曜日入山割合	57.1%	48.3%	↓
裏磐梯における自然ふれあい・インタープリテーション ³ 活動参加数※1	1,043 人	1,393 人	↗

※1 裏磐梯ビジターセンター自然体験活動運営協議会（国、県、地元市町村等により平成 15 年 4 月設立）で実施しているインターパリテーション活動への参加数です。

¹ 生物多様性：28 頁に注記

² ミズアオイ：河川やため池の縁に生息する抽水性の水生植物で、草高 30～70cm、葉は心形で長さ 5～10cm、根出葉には長い柄があり、8～10 月、茎頂に青紫色の花を多数総状につけます。「レッドデータブック ふくしま」では、絶滅危惧 II 類に分類されています。

³ インターパリテーション：知識や情報を単に与えるというものではなく、自然に直接触れる体験や教材を活用して、参加者の好奇心を利用し、自ら自然の事物やそれらの背後にある自然の原則を理解してもらおうというもので、教えるというより興味を刺激し、啓発を図る教育的活動・技能です。

1 (5) 猪苗代湖等の水環境保全

2 ○ 水環境悪化の防止

3 「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例¹」等による
4 各種規制措置などの水質汚濁防止対策、ヒシ等水生植物の刈り取り・回収、富
5 栄養化²防止のための下水道、農業集落排水施設³及び窒素りん除去型浄化槽⁴等
6 の整備促進、汚濁負荷低減に配慮した農業・水産業や森林づくりを進めます。

7 また、刈り取ったヒシ等の有効利用を進めます。

8 ○ 関係機関との連携の推進

9 大学等の研究機関や環境保全団体との連携を強化し、調査研究やその成果を
10 広く発信します。

11 また、「猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会⁵」等のネットワー
12 ク組織をいかしながら、様々な環境保全団体や企業、行政が連携を図り、湖岸
13 の清掃や水草の回収などの活動を始め、流域が一体となった水環境保全活動を
14 更に推進します。

15
16
17
18
19
20
21
22

¹ 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例：猪苗代湖及び裏磐梯地域の湖沼群の水環境の保全に関し、県等の責務や、りん含有量及び窒素含有量に係る排水基準の設定等を定めた条例です。

² 富栄養化：藻類や植物性プランクトンは太陽光線を受けて増殖し、これらが枯死し腐敗する過程で窒素やりんを水中に放出します。このサイクルによって湖沼などの閉鎖性水域で窒素やりんなどの栄養塩類の濃度が増加していく現象を富栄養化といいます。本来は数千年かかるこの現象が、近年では生活排水や肥料などが流れ込むことによって急激に加速されています。富栄養化になると植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生します。これが進むと水中の溶存酸素が不足し、魚類や藻類が死滅し水は悪臭を放つようになります。

³ 農業集落排水施設：農業用排水路の水質保全と農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質の保全に寄与することを目的として、原則として農業振興地域における、し尿、生活雑排水などの汚水を処理するため、整備が進められています。

⁴ 窒素りん除去型浄化槽：窒素及びりんの除去機能を有する高度処理型の浄化槽のことです。

⁵ 猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会：猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における水環境保全活動の推進を図るため、地域住民、関係団体、事業者及び行政（県、国及び関係市町村）により設立（平成12年11月）された協議会です。

1 【環境指標】

指標名	現況値 (H23 年度)	目標値 (H32 年度)	目標区分
猪苗代湖のC O D ¹ 値	1. 1mg/l	0. 5mg/l	▽
裏磐梯湖沼群のC O D値			
桧原湖	2. 4mg/l	2. 0mg/l	▽
小野川湖	2. 7mg/l	2. 0mg/l	▽
秋元湖	3. 1mg/l	2. 0mg/l	▽
曾原湖	2. 9mg/l	2. 0mg/l	▽
毘沙門沼	1. 8mg/l	1. 0mg/l	▽

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

¹ C O D : 28 頁に注記

4 良好な生活環境の確保

現状と課題

大気環境については依然として光化学オキシダント¹の環境基準が達成されておらず、水環境については公共用水域の環境基準達成状況がほぼ横ばいの状態となっています。また、ダイオキシン類²のモニタリング調査においては、全ての調査地点で環境基準を達成しています。

公害苦情件数については近年減少傾向にあるほか、環境への影響の未然防止のため、環境影響評価³制度の運用等を行っています。

(1) 大気、水、土壤等の環境保全対策が必要

良好な環境を確保するため、県土の除染を進めながら、大気・水環境の保全対策や土壤汚染、騒音、振動、悪臭等への対策を進めることが必要です。

(2) 化学物質の適正管理等が必要

環境中のダイオキシン類等の化学物質のモニタリング調査等を実施していく必要があります。また、化学物質リスクコミュニケーション⁴を進めることが大切です。

(3) 公害紛争等への適切な対応が必要

生活環境の保全を図るため、複雑多様な公害紛争等について、今後も適切に対応していくことが必要です。

(4) 環境影響評価の推進が必要

開発事業の実施に当たり環境保全への十分な配慮を確保するため、環境影響評価制度を適切に運用するなど、環境への影響の未然防止対策を進めることが大切

¹ 光化学オキシダント：工場や自動車等から排出された窒素酸化物、炭化水素等が太陽光線中の紫外線のもとで反応し、生成したオゾンを主体とする酸化性物質の総称です。光化学オキシダントは、人の粘膜を刺激し、目や喉、呼吸器に影響を及ぼすほか、農作物など植物へも影響を与えます。

² ダイオキシン類：ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナ PCB）の総称です。ダイオキシン類は、燃焼や化学物質製造の過程などで非意図的に生成されて燃焼排出ガスや化学物質の不純物として環境中に排出され、人に対する発がん性や催奇形性、内分泌かく乱作用が疑われています。

³ 環境影響評価：環境の悪化を未然に防止するため、大規模開発事業などの環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業の実施に際し、その事業が環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価をし、その結果に基づいて事業の内容を見直したり、環境保全対策を講じようとするものです。

⁴ リスクコミュニケーション：社会を取り巻くリスクに関する正確な情報を、県民、事業者、行政等の利害関係者が共有し、意思疎通を図っていく合意形成の手段のことをいいます。

1 です。

2

3 **施策の展開方向**

4

5

6 **(1) 大気、水、土壤等の環境保全対策の推進**

7 ○ 大気環境保全対策の推進

8 大気中の光化学オキシダント¹濃度等を常時監視し、健康被害が生じるおそれ
9 がある場合には、注意報や警報を発令して被害発生を未然に防止するとともに、
10 工場・事業場等の監視・指導を行います。

11 また、ダイオキシン類²やアスベスト³について、モニタリング調査を行うと
12 ともに、適正な対策を講ずるよう事業者を指導します。

13 ○ 水環境保全対策の推進

14 河川、湖沼等の公共用水域や地下水を常時監視するとともに、工場・事業場
15 等の監視・指導を行い、水質事故発生時には迅速・適確な汚染防止措置を講じ
16 ます。

17 また、窒素、りん及び有機物を除去し生活排水に起因する水質汚濁を未然に
18 防止するため、下水道、農業集落排水施設⁴及び合併処理浄化槽⁵等の整備を促
19 進します。

20 ○ 土壤汚染対策の推進

21 県土の除染を進めながら、土壤汚染状況の調査や土壤汚染区域の指定、農用
22 地の汚染土壤の適正処理・浄化対策の促進等により、土壤汚染対策を進めます。

23 ○ 騒音、振動、悪臭の被害防止

24 騒音、振動、悪臭の発生源に対する規制指導等によりこれらの被害の防止に
25 努めます。

¹ 光化学オキシダント：36 頁に注記

² ダイオキシン類：36 頁に注記

³ アスベスト：天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」、「いしわた」と呼ばれています。耐久性、耐熱性、耐薬品性、電気絶縁性などの特性に非常に優れ安価であるため、様々な用途に広く使用されてきましたが、空中に飛散したアスベストを肺に吸入すると約 20 年から 40 年の潜伏期間を経た後に肺がんや中皮腫の病気を引き起こす確率が高いため、現在では、原則として製造等が禁止されています。

⁴ 農業集落排水施設：34 頁に注記

⁵ 合併処理浄化槽：微生物などの働きを利用して、し尿と併せて、台所、風呂場等から生じる生活雑排水を浄化する施設です。河川等の水質汚濁の防止に有効な施設であることから、下水道等が整備されていない地域において、その普及が図られています。

1 ○ オゾン層¹の保護及び酸性雨²対策の推進

2 フロン類³適正回収についての普及啓発等によりオゾン層の保護を進めると
3 ともに、排出基準等の遵守指導や低公害車の普及促進などにより酸性雨の原因
4 物質である硫黄酸化物⁴や窒素酸化物⁵の排出抑制を図ります。

5

6 【環境指標】

指標名	現況値 (H23 年度)	目標値 (H32 年度)	目標区分
大気環境基準達成率※1	73.5%	100%	↗
大気環境基準達成率（有害大気汚染物質）	100%	100%	→
水質環境基準達成率（健康項目）	100%	100%	→
水質環境基準達成率（下記 3 指標総合）	92.8%	100%	↗
水質環境基準達成率（河川のBOD ⁶ ）	98.2%	100%	↗
水質環境基準達成率（湖沼のCOD ⁷ ）	73.3%	100%	↗
水質環境基準達成率（海域のCOD）	92.3%	100%	↗
水質環境基準達成率（湖沼の全窒素、全りん）	71.4%	100%	↗

¹ オゾン層：地上 10~50 キロメートルの成層圏に存在するオゾンの層で、宇宙から降り注ぐ紫外線などから、地球を守るバリアの役割を果たしています。

² 酸性雨：化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中で反応して生じる硫酸や硝酸などを取り込んで生じると考えられる pH の低い雨をいいます。

³ フロン類：正式名称をフルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）といい、CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）の 3 種類があります。CFC、HCFC はオゾン層破壊物質であるとともに、単位質量当たりの地球温暖化に対する影響力が二酸化炭素よりも大きく（90~8, 100 倍）、代替フロンである HFC はオゾン層を破壊しないものの、二酸化炭素の 140~11, 700 倍となっています。

⁴ 硫黄酸化物：二酸化硫黄や三酸化硫黄など、硫黄の酸化物の総称です。工場、火力発電所などで石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が硫黄酸化物となります。

⁵ 窒素酸化物：一酸化窒素や二酸化窒素など、窒素の酸化物の総称です。工場のばい煙や自動車排気ガスなどの窒素酸化物の大部分は一酸化窒素ですが、大気中で酸化されて二酸化窒素となります。

⁶ BOD：(生物化学的酸素要求量) Biochemical Oxygen Demand の略で、水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁の程度を示す代表的な指標です。

⁷ COD：28 頁に注記

指標名	現況値 (H23 年度)	目標値 (H32 年度)	目標区分
水質環境基準達成率（海域の全窒素、全りん）	100%	100%	→
汚水処理人口普及率※2	75.3% ※3	88.4%	↗

- ※1 大気保全に関する環境基準が設定されている二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質濃度を測定している常時監視測定局において、環境基準を達成した割合です。
- ※2 下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の汚水処理施設を利用できる人口の割合です。また、避難地域等により把握困難な市町村を除きます。
- ※3 避難地域等により調査困難な市町村を除く 48 市町村の実績値です。

7

8 (2) 化学物質の適正管理等の推進

9 ○ 化学物質による環境汚染の未然防止

10 大気・水・土壌等の環境中に含まれるダイオキシン類¹等の化学物質のモニタリング調査や工場・事業場等への立入検査などにより、化学物質による環境汚染の未然防止に努めます。

13 ○ 化学物質リスクコミュニケーション²の推進

14 化学物質に関する情報をデータベース化し分かりやすく提供するとともに、専門家派遣などにより事業者の取組を支援し、化学物質リスクコミュニケーションを進め、環境中への排出削減意識の高揚を図ります。

17

18 【環境指標】

指標名	現況値 (H23 年度)	目標値 (H32 年度)	目標区分
ダイオキシン類環境基準達成率	100%	100%	→
工場・事業場等におけるリスクコミュニケーションの実施件数	81 件	170 件	↗
県内工業製品出荷額 1 億円あたりの化学物質排出量	99.5kg (H22 年度)	70kg	↓

19

¹ ダイオキシン類：36 頁に注記

² リスクコミュニケーション：36 頁に注記

1 (3) 公害紛争等の対応

2 ○ 公害紛争の迅速かつ適切な解決

3 公害紛争の処理に当たっては、「公害紛争処理法¹」に基づき、あっせん、調
4 停、仲裁を行い、公害紛争の迅速かつ適切な解決を図るとともに、公害紛争処
5 理制度の周知に努めます。

6 ○ 公害苦情等への適切な対応

7 地域住民の公害等に関する苦情について適切に対応するとともに、公害による
8 被害が発生した場合には、被害者の救済が円滑に図られるよう努めます。

10 【環境指標】

指標名	現況値 (H23 年度)	目標値 (H32 年度)	目標区分
公害苦情件数	502 件	400 件	↓

12 (4) 環境影響評価²の推進

13 ○ 環境影響評価制度の運用等による環境保全

14 「環境影響評価法³」及び「福島県環境影響評価条例⁴」を適切に運用するととも
15 に、法令に基づく手続きが適用されない復興事業については、簡素化した環境
16 影響評価が確実に実施されるよう指導するなど、震災からの迅速な復興と環境
17 保全の両立を図ります。

18 また、自然環境や生態系の保全に配慮した公共事業を進めます。

19 ○ 大規模な開発行為への事前指導

20 大規模な開発行為について、震災からの復旧・復興に伴う対応等も含めた総
21 合的な事前指導を行い、地域の自然的条件等に応じた適正かつ合理的な土地利
22 用が図られるよう誘導します。

¹ 公害紛争処理法：公害に係る紛争について、迅速かつ適正な解決を図るため、あっせん、調停等の制度を定めた法律です。

² 環境影響評価：36 頁に注記

³ 環境影響評価法：環境影響評価について、国等の責務や、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続き等を定めた法律です。

⁴ 福島県環境影響評価条例：環境影響評価について、県等の責務や、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続き等を定めた条例です。

5 環境ネットワーク社会の構築と環境に配慮したゆとりある生活空間の形成

現状と課題

県民の環境問題に対する意識は高まってきており、様々な主体で構成するネットワークも形成されていますが、屋外での活動が減少しているなど、原子力災害の影響が出ていることから、放射性物質による環境汚染に対応するため、ネットワーク体制の更なる充実が求められています。

また、「景観法¹」に対応した「福島県景観条例²」及び「福島県景観計画³」に基づき施策を展開し、良好な景観の保全、継承に努めており、景観行政団体⁴には6市町（平成24年9月1日現在、法定の2中核市除く）が移行しています。

(1) 環境教育・学習機会の充実と、参加と連携・協働による環境保全・回復活動の取組の推進が必要

環境教育・学習機会の充実に加え、放射線に関する正しい理解を促進するとともに、各主体の参加と連携・協働による取組を推進し、環境保全・回復活動をより一層促進することが大切です。

(2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成が必要

県と市町村が連携して景観形成活動を展開していくとともに、環境美化活動を促進する必要があります。

(3) 情報の収集・提供と発信の強化が必要

県民、事業者等の環境保全・回復の取組や理解の促進を図るため、様々な情報を広く分かりやすく提供、発信することが大切です。

¹ 景観法：良好な景観の形成についての基本理念や国等の責務、景観計画の策定等について定めた法律です。

² 福島県景観条例：福島県土の景観形成に関する県等の責務や、「景観法」の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等に関し必要な事項等を定めた条例です。

³ 福島県景観計画：「景観法」に基づく計画で、良好な景観形成のための色彩や形態などに関する基準等を盛り込んでいます。

⁴ 景観行政団体：「景観法」に基づく景観行政を実施する行政機構で、都道府県、政令指定都市、中核市及び都道府県知事の同意を得た市町村が該当します。

施策の展開方向

(1) 環境教育・学習の推進、参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の構築

○ 環境教育・学習機会の充実と指導者の育成

多様な場における環境教育・学習機会の充実を図るとともに、地域において環境教育を推進する指導者を育成します。

○ 県域を越えた取組の推進

広域的な環境問題の解決に向け、流域が一体となった環境保全活動の促進や尾瀬における自然環境保護の総合的な施策の推進など、県域を越えた取組を進めます。

○ 参加と連携・協働による環境保全・回復活動の推進

放射線に関する正しい理解の促進のほか、ネットワーク体制の更なる充実を図り、各主体の参加と連携・協働による環境保全・回復活動を進めます。

【環境指標】

指標名	現況値 (H23 年度)	目標値 (H32 年度)	目標区分
尾瀬で自然環境学習を行った県内児童・生徒数	769 人	1,400 人	↗
環境アドバイザー等派遣事業 ¹ 受講者数（累計）	23,499 人	28,000 人	↗
せせらぎスクール ² 参加団体数、延べ参加者数	—	モニタリング指標 ³ (増加を目指す)	↗
「福島議定書」事業 ⁴ 参加団体数（再掲）	学校 604	学校 900	↗
	事業所 1,635	事業所 3,000	

¹ 環境アドバイザー等派遣事業：環境分野の第一線で活躍している県内の学識経験者などを県が環境アドバイザーとして委嘱し、市町村、公民館又は各種団体などが開催する環境に関する講演会や研修会などに、環境アドバイザー又は職員を講師として派遣する事業です。

² せせらぎスクール：県では、水生生物による水質調査を「せせらぎスクール」として、調査を行う小・中・高等学校、各種団体等に必要な教材を配布するなどの支援を行っています。

³ モニタリング指標：11 頁に注記

⁴ 「福島議定書」事業：19 頁に注記

指標名	現況値 (H23 年度)	目標値 (H32 年度)	目標区分
NPO 法人の認証を受けた環境保全に関連する市民活動団体数 (累計)	252 団体	340 団体	↗
県機関におけるグリーン購入 ¹ 割合 (再掲)	96. 6%	98. 5%	↗

1

2 (2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成

3 ○ 自然景観や歴史的景観の保全、継承

4 良好的な景観形成に不可欠な歴史的建造物等について、震災被害からの修復を
5 進めます。また、「福島県景観条例²」及び「福島県景観計画³」に基づきながら、
6 自然景観や歴史的景観を保全、継承するとともに、景観に配慮した公共事業を
7 進めます。

8 ○ 景観形成活動の促進

9 「景観法⁴」に基づく市町村の景観行政団体⁵への移行や景観計画策定に向けた
10 支援を行うとともに、県民や事業者等の景観形成活動を促進します。

11 ○ 環境美化活動の促進

12 美しい景観を保全するため、県民、事業者等の環境美化活動の促進と環境美
13 化意識の高揚を図ります。

14

15 【環境指標】

指標名	現況値 (H23 年度)	目標値 (H32 年度)	目標区分
市町村景観計画策定団体数	2 団体	12 团体	↗
無電柱化された道路の延長	92. 3km	120km	↗

16

17

¹ グリーン購入 : 26 頁に注記

² 福島県景観条例 : 41 頁に注記

³ 福島県景観計画 : 41 頁に注記

⁴ 景観法 : 41 頁に注記

⁵ 景観行政団体 : 41 頁に注記

1 (3) 情報の収集・提供と発信

2 ○ 情報の収集・提供機能の強化

3 ホームページの充実を始めとして、環境に関する様々な情報の収集・提供機
4 能の強化を図ります。

5 ○ 分かりやすい情報の提供

6 環境保全・回復活動について、活動効果の「見える化¹」を図るなど、分かり
7 やすい情報の提供に努めます。

8 ○ 国内外への情報の発信

9 環境放射能モニタリングデータを始め、環境に関する正確な情報を国内外に
10 向けて広く発信していきます。

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

¹ 見える化：環境保全・回復活動の効果を数字等の客観的に判断できる形で示す取組を指します。

第5章 各主体の役割

第1節 行政の役割

1 県の役割

- 県は、県内における環境の保全・回復に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施します。
- 県は、環境の保全・回復を図る上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が実施する環境の保全・回復に関する施策を支援します。
- 県は、一事業者、一消費者としての立場から、環境保全・回復に配慮した取組を率先して実行します。
- 県は、国や他の地方公共団体との連携・協力、及び国際的な連携・協力に努めます。

2 国が果たすべき役割

- 国は、環境の保全・回復に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施します。
- 国は、原子力発電所事故由来の放射性物質による環境汚染について、国の責任において必要な対策を講じます。

3 市町村に期待される役割

- 市町村は、環境の保全・回復に関し、当該市町村の区域の自然的・社会的条件に応じた施策を策定し、実施するよう努めます。
- 市町村は、県及び国が実施する環境の保全・回復に関する施策に協力するよう努めます。
- 市町村は、一事業者、一消費者としての立場から、環境保全・回復に配慮した取組を率先して実行します。
- 市町村は、環境保全・回復に関する知見を生かした国際協力などの取組を推進します。

1 第2節 事業者に期待される役割

- 2 ○ 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防
3 止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講じます。
- 4 ○ 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売そ
5 の他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄
6 物となった場合にその適正な処理が図られることとなるよう必要な措置を講じ
7 ます。
- 8 ○ 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売そ
9 の他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用
10 され、又は廃棄されることにより生ずる環境への負荷を低減するよう努めると
11 ともに、その事業活動において、再生資源などの環境への負荷の低減に資する
12 原材料、役務等を利用するよう努めます。
- 13 ○ 事業者は、その事業活動に関し、環境への負荷の低減その他環境の保全に自
14 ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全・回復に関する施策に
15 協力します。

16 第3節 県民に期待される役割

- 17 ○ 県民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴い生ずる環
18 境への負荷を低減するよう自主的かつ積極的に努めます。
- 19 ○ 前項に定めるもののほか、県民は、県や市町村、事業者と連携・協力して積
20 極的に環境保全・回復活動を行うよう努めます。

21 第4節 福島を想う全ての人々に期待される役割

- 22 ○ 本計画に掲げる目標の達成に向け、県内はもとより、国内外の福島を想う人々
23 の協力を得ながら、本県の環境の保全・回復に関する施策を推進します。

24
25
26
27
28
29

第6章 計画の推進と進行管理

第1節 計画の推進と普及

1 計画の推進

- 県は、環境の保全・回復に関する各種施策の策定や事業の実施に当たっては、本計画との整合を図ります。
- 県民、事業者、市町村、国等と連携し、計画の推進を図ります。
- 本計画の着実な実行を図るため、各種施策の実施状況を把握、評価し、計画の適切な推進を図ります。

2 計画の普及

- 本計画の目標を実現するためには、県民、事業者、市町村、国などの全ての主体が環境保全・回復のための自主的かつ積極的な取組を行うとともに、各主体の連携を図ることが必要であることから、各種の広報手段により、本計画の目的、内容等について周知を図り、各主体の積極的な環境保全・回復活動の実施及び連携を働きかけます。

第2節 計画の進行管理

1 計画の進行管理

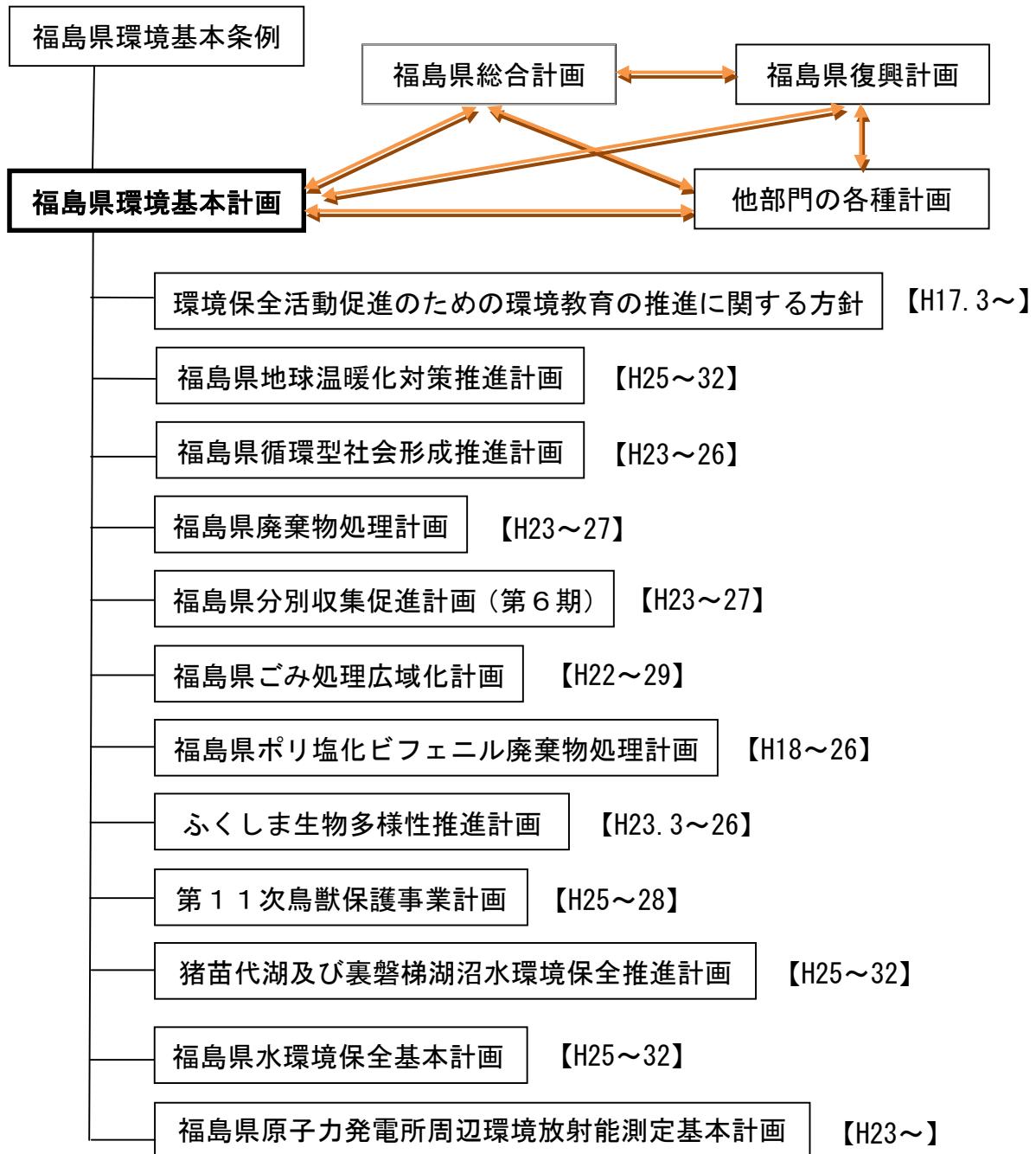
- 毎年度、環境の状況及び環境の保全・回復に関して講じた施策の状況（本計画における環境指標の達成状況を含む）を環境白書として公表します。
- 環境白書は、福島県環境審議会¹に報告し、進行管理を行います。

2 計画の見直し

- 今後の環境の状況の変化と社会経済情勢などに対応して、環境指標を始め、必要に応じて見直しを図ります。

¹ 福島県環境審議会：「環境基本法」に基づき設置された、福島県の環境の保全に関する基本的事項の調査審議等を行う合議制の機関です。

環境関連計画の体系図



(その他、関連する主な計画)

- ・福島県地域防災計画 【S38～】
- ・特定鳥獣保護管理計画
カワウ【H19～24】、ニホンザル【H19～24】、ツキノワグマ【H21～24】、
イノシシ【H22. 11～H26】
- ・福島県景観計画 【H21. 10～】

環境指標一覧

「目標区分」：現況値を基準として、目標年度における目標値をどのような趣旨で設定したかを示します。

- ↗ : 現況値を上げていく
- : 現況値程度を維持していく
- ↘ : 現況値を下げていく

なお、数値がより高い、又はより低いことが望ましいが、このことを上述の矢印で表示すると、現況値と目標値との関係に矛盾が生じるものについては、「-」と表記します。

「前計画目標値」：前計画における目標値を示します。

今回新たに設定した指標は「新規」、定義等の修正を行った指標は「修正」と表記します。

モニタリング指標：目標値の設定が困難又は不適当であるが、毎年状況を把握し、公表することが望ましいものです。

I 環境回復の推進

1 放射性物質による環境汚染からの回復

(1) 環境放射能モニタリングの実施

1 環境放射線量（各地方振興局等における空間線量率）【11 頁】

現況値 (H24.9 平均値)	目標値								目標区分	前計画 目標値
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
県北保健福祉事務所 0.69 $\mu\text{Sv}/\text{時}$										
郡山合同庁舎 0.51 $\mu\text{Sv}/\text{時}$										
白河合同庁舎 0.21 $\mu\text{Sv}/\text{時}$										
会津若松合同庁舎 0.09 $\mu\text{Sv}/\text{時}$									モニタリング指標 (減少を目指す)	↓ 新規
南会津合同庁舎 0.06 $\mu\text{Sv}/\text{時}$										
南相馬合同庁舎 0.37 $\mu\text{Sv}/\text{時}$										
いわき合同庁舎 0.10 $\mu\text{Sv}/\text{時}$										

2 水浴場の放射性物質基準適合率 【11 頁】

現況値 (H24.9 現在)	目標値								目標区分	前計画 目標値
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
100%									モニタリング指標 (現況値維持)	→ 新規

(2) 除染の推進

3 除染特別地域における住宅等除染の進捗率（計画棟数に占める実績棟数の割合）【12 頁】

現況値 (H23 年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
—	各年度において 100%を目指す								↗	新規

4 市町村除染地域における住宅除染の進捗率（計画戸数に占める実績戸数の割合）【12 頁】

現況値 (H24.11 末現在で 把握できた実績)	目標値								目標区分	前計画 目標値
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
13.5%	100%	100%	100%	100%	—	—	—	—	↗	新規

5 市町村除染地域等のモニタリングポスト設置箇所における年間追加被ばく線量（1mSv 以下 の地点の割合）【13 頁】

現況値 (H24.9 平均値)	目標値								目標区分	前計画 目標値	
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
65.8%	→								100%	↗	新規

(3) 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進

6 東日本大震災に係る災害廃棄物の処理・処分率【14 頁】

現況値 (H23 年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
12%	→								↗	新規

2 原子力発電所及び周辺地域の安全確保

7 原子力発電所現地確認調査回数【16 頁】

現況値 (H23 年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
8 回	→								モニタリング指標 (適切に対応する)	新規

II 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現

1 低炭素社会への転換

(1) 温室効果ガス排出抑制の取組の推進

8 温室効果ガス排出量 (H2年度比) 【19頁】

現況値 (H22年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値 (H22年度)	
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
85.3%								→	85～90%	—	92%

9 「福島議定書」事業参加団体数 【19頁】

現況値 (H23年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値 (H26年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
学校 604	学校 640	学校 680	学校 720	学校 760	学校 790	学校 830	学校 860	学校 900	↗	モニタリング指標 (増加を目指す)
事業所 1,635	事業所 1,810	事業所 1,980	事業所 2,150	事業所 2,320	事業所 2,490	事業所 2,660	事業所 2,830	事業所 3,000		

10 うつくしま地球温暖化防止活動推進員の活動回数 【19頁】

現況値 (H23年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値 (H26年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
544回	612回	646回	680回	714回	748回	782回	816回	850回	↗	850回

11 県有建築物の環境性能診断件数 【19頁】

現況値 (H23年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値 (H26年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
85	116	127	132						↗	136

12 クリーンエネルギー自動車の普及台数 【19頁】

現況値 (H23年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値 (H26年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
34,740台								→	モニタリング指標 (増加を目指す)	↗ 20,000台

13 営業用貨物自動車輸送トン数比率 【19頁】

現況値 (H22年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値 (H26年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
66.0%	63.0%	63.0%	63.0%	63.0%	63.0%	63.0%	63.0%	63.0%	—	63.0%

14 森林整備面積 【19 頁】

現況値 (H23 年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値 (H22～26 累計)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
7,387ha (延べ 7,600ha)	7,600ha (延べ 16,400ha)	8,800ha (延べ 26,400ha)	10,000ha (延べ 26,700ha)	11,300ha (延べ 37,700ha)	12,600ha (延べ 50,300ha)	13,000ha (延べ 63,300ha)	13,500ha (延べ 76,800ha)	14,000ha (延べ 90,800ha)	↗	61,000ha

15 森林づくり意識醸成活動の参加者数 【19 頁】

現況値 (H23 年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値 (H26 年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
107,189 人	126,400 人	136,100 人	146,000 人	147,800 人	149,600 人	151,400 人	153,200 人	155,000 人	↗	155,000 人

(2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用

16 県有施設への再生可能エネルギー率先導入数（累計）【20 頁】

現況値 (H23 年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
26 か所	30 か所	40 か所	50 か所	60 か所	70 か所	80 か所	90 か所	100 か所	↗	修正

17 再生可能エネルギーの導入量（原油換算）【20 頁】

現況値 (H23 年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1,968,824kl	→	3,522,467kl	↗	修正						

(3) 再生可能エネルギー関連産業の活性化

18 再生可能エネルギー関連産業の工場立地件数 【21 頁】

現況値 (H23 年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
4 件	13 件 (H25)	25 件 (H25～26 累計)	30 件 (H25～27 累計)	36 件 (H25～28 累計)	43 件 (H25～29 累計)	51 件 (H25～30 累計)	60 件 (H25～31 累計)	70 件 (H25～32 累計)	↗	修正

19 再生可能エネルギー関連の産学官共同研究実施件数（累計）【21 頁】

現況値 (H23 年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
3 件	6 件	6 件	6 件	9 件	9 件	9 件	12 件	12 件	↗	修正

2 循環型社会の形成

(1) 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換の促進

20 マイバッグ推進デー協力店 【23 頁】

現況値 (H24.6現在)	目標値								目標区分	前計画 目標値
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1,086 店	1,200 店	1,314 店	1,428 店	1,542 店	1,656 店	1,770 店	1,884 店	2,000 店	↗	新規

(2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の促進

21 一般廃棄物の排出量 (1人1日当たり) 【24 頁】

現況値 (H22年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値 (H22年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
985 g	978 g	926 g	915 g						↖	930 g

22 産業廃棄物の排出量 【24 頁】

現況値 (H22年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値 (H22年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
7,994 千トン	8,316 千トン	8,311 千トン	8,305 千トン						—	8,514 千トン

23 一般廃棄物のリサイクル率 【24 頁】

現況値 (H22年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値 (H22年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
14.2%	24.5%	24.5%	26.0%						↗	26.0%

24 産業廃棄物減量化・再生利用率 【24 頁】

現況値 (H22年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値 (H22年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
91%	91%	91%	92%						↗	93%

25 建設副産物リサイクル率（アスファルト塊・コンクリート塊）【24 頁】

現況値 (H22年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値 (H26年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
100%		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	→	100%

26 下水汚泥リサイクル率 【24 頁】

現況値 (H21 年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値 (H26 年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
93.2%									↗	85%

(3) 廃棄物の適正な処理の推進

27 一般廃棄物最終処分場埋立量（1 日当たり） 【25 頁】

現況値 (H22 年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
252 トン	252 トン	200 トン	200 トン						↖	修正

28 産業廃棄物最終処分率 【25 頁】

現況値 (H22 年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
9%	8%	8%	8%						↖	修正

29 農業用使用済プラスチック組織的回収率 【26 頁】

現況値 (H23 年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
51.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	↗	修正

30 産業廃棄物の不法投棄発見件数及び投棄量 【26 頁】

現況値 (H22 年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値 (H26 年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
2 件 812 トン									↖	モニタリング指標 (減少を目指す)

(4) 環境と調和した事業活動の展開

31 認証を受けた特別栽培農産物の作付面積 【27 頁】

現況値 (H23 年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
3,196ha	3,750ha	4,000ha	4,250ha	4,500ha	5,000ha	5,500ha	6,000ha	6,500ha	↗	新規

32 エコファーマー認定件数 【27 頁】

現況値 (H23 年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
21,091 件	21,500 件	22,000 件	22,500 件	23,000 件	23,500 件	24,000 件	24,500 件	25,000 件	↗	修正

33 有機農産物の作付面積 【27 頁】

現況値 (H23 年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値 (H26 年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
265ha	245ha	250ha	255ha	260ha	270ha	285ha	305ha	325ha	↗	370ha

34 県機関におけるグリーン購入割合 【27 頁】

現況値 (H23 年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値 (H26 年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
96.6%	97.0%	97.0%	97.5%	97.5%	98.0%	98.0%	98.5%	98.5%	↗	100%

3 自然共生社会の形成

(1) 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進

35 自然公園の利用者数 【31 頁】

現況値 (H22 年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
15,291 千人	16,200 千人	16,400 千人	16,600 千人	16,800 千人	17,000 千人	17,200 千人	17,400 千人	17,600 千人	↗	新規

36 水と親しめるふくしまの川づくり箇所数（累計） 【31 頁】

現況値 (H23 年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値 (H26 年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
73 か所	80 か所	80 か所	81 か所	83 か所	85 か所	87 か所	89 か所	91 か所	↗	73 か所

37 中山間地域等における地域維持活動を行う面積 【31 頁】

現況値 (H23 年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値 (H26 年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
15,625ha	16,090ha	16,320ha	16,530ha	16,740ha	16,950ha	17,160ha	17,370ha	17,600ha	↗	17,600ha

38 上下流連携による源流域保全活動事例数 【31 頁】

現況値 (H23 年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値 (H26 年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
16 件	38 件	38 件	38 件	38 件	38 件	38 件	38 件	38 件	↗	60 件

39 一人当たりの都市公園面積 【31 頁】

現況値 (H21 年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値 (H26 年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
12.43 m ² /人	12.40 m ² /人	12.50 m ² /人	12.60 m ² /人	12.70 m ² /人	12.80 m ² /人	12.90 m ² /人	13.00 m ² /人	13.10 m ² /人	↗	12.50 m ² /人

(2) 生物多様性の保全と生物多様性の恵みの持続可能な利用

40 野生動植物保護センター登録数 【32 頁】

現況値 (H23 年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値 (H26 年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
113 人	105 人	110 人	115 人	120 人	125 人	130 人	135 人	140 人	↗	140 人

41 生物多様性について理解している人の割合 【32 頁】

現況値 (H22 年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値 (H26 年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
15.2%	50.0%	60.0%	60.0%	65.0%	65.0%	70.0%	70.0%	70.0%	↗	新規

(4) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全

42 尾瀬の入山者数に対する土・日曜日入山割合 【33 頁】

現況値 (H23 年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値 (H26 年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
57.1%	48.3%	48.3%	48.3%	48.3%	48.3%	48.3%	48.3%	48.3%	↘	43.8%

43 裏磐梯における自然ふれあい・インタープリテーション活動参加数 【33 頁】

現況値 (H23 年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値 (H26 年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1,043 人	851 人	928 人	1,006 人	1,083 人	1,161 人	1,238 人	1,315 人	1,393 人	↗	600 人

(5) 猪苗代湖等の水環境保全

44 猪苗代湖のC O D 値 【35 頁】

現況値 (H23 年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値 (H26 年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1.1mg/l	0.5mg/l	▽	0.5mg/l							

45 裏磐梯湖沼群のC O D 値 【35 頁】

現況値 (H23 年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値 (H26 年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
桧原湖 2.4mg/l	桧原湖 2.0mg/l									
小野川湖 2.7mg/l	小野川湖 2.0mg/l									
秋元湖 3.1mg/l	秋元湖 2.0mg/l									
曾原湖 2.9mg/l	曾原湖 2.0mg/l									
毘沙門沼 1.8mg/l	毘沙門沼 1.0mg/l									

4 良好な生活環境の確保

(1) 大気、水、土壌等の環境保全対策の推進

46 大気環境基準達成率 【38 頁】

現況値 (H23 年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値 (H26 年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
73.5%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	↗	100%

47 大気環境基準達成率（有害大気汚染物質） 【38 頁】

現況値 (H23 年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値 (H26 年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	→	100%

48 水質環境基準達成率（健康項目） 【38 頁】

現況値 (H23 年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値 (H26 年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	→	100%

49 水質環境基準達成率（河川のBOD及び湖沼、海域のCODの総合）【38頁】

現況値 (H23年度)	目標値								目標区分	前計画目標値 (H26年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
総合 92.8%	総合 100%	→	総合 100%							
河川のBOD 98.2%	河川のBOD 100%	↗	河川のBOD 100%							
湖沼のCOD 73.3%	湖沼のCOD 100%	↗	湖沼のCOD 100%							
海域のCOD 92.3%	海域のCOD 100%	↗	海域のCOD 100%							

50 水質環境基準達成率（湖沼の全窒素、全りん）【38頁】

現況値 (H23年度)	目標値								目標区分	前計画目標値 (H26年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
71.4%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	↗	100%

51 水質環境基準達成率（海域の全窒素、全りん）【39頁】

現況値 (H23年度)	目標値								目標区分	前計画目標値 (H26年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	→	100%

52 汚水処理人口普及率【39頁】

現況値 (H23年度)	目標値								目標区分	前計画目標値 (H26年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
75.3%	78.6%	80.0%	81.4%	82.8%	84.2%	85.6%	87.0%	88.4%	↗	80%

(2) 化学物質の適正管理等の推進

53 ダイオキシン類環境基準達成率【39頁】

現況値 (H23年度)	目標値								目標区分	前計画目標値 (H26年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	→	100%

54 工場・事業場等におけるリスクコミュニケーションの実施件数【39頁】

現況値 (H23年度)	目標値								目標区分	前計画目標値 (H26年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
81件	100件	110件	120件	130件	140件	150件	160件	170件	↗	130件

55 県内工業製品出荷額 1 億円あたりの化学物質排出量 【39 頁】

現況値 (H22 年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値 (H26 年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
99.5kg	84kg	82kg	80kg	78kg	76kg	74kg	72kg	70kg	▽	70kg

(3) 公害紛争等の対応

56 公害苦情件数 【40 頁】

現況値 (H23 年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値 (H26 年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
502 件	500 件	475 件	450 件	440 件	430 件	420 件	410 件	400 件	▽	モニタリング指標 (適切に対応する)

5 環境ネットワーク社会の構築と環境に配慮したゆとりある生活空間の形成

(1) 環境教育・学習の推進、参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の構築

57 尾瀬で自然環境学習を行った県内児童・生徒数 【42 頁】

現況値 (H23 年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
769 人	1,000 人	1,100 人	1,100 人	1,200 人	1,200 人	1,300 人	1,300 人	1,400 人	↗	新規

58 環境アドバイザー等派遣事業受講者数（累計） 【42 頁】

現況値 (H23 年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値 (H26 年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
23,499 人	24,500 人	25,000 人	25,500 人	26,000 人	26,500 人	27,000 人	27,500 人	28,000 人	↗	30,000 人

59 せせらぎスクール参加団体数、延べ参加者数 【42 頁】

現況値 (H23 年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値 (H26 年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
—	—	—	—	—	—	—	→	モニタリング指標 (増加を目指す)	↗	200 団体 10,000 人

60 「福島議定書」事業参加団体数（再掲） 【42 頁】

現況値 (H23 年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値 (H26 年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
学校 604	学校 640	学校 680	学校 720	学校 760	学校 790	学校 830	学校 860	学校 900	↗	モニタリング指標 (増加を目指す)
事業所 1,635	事業所 1,810	事業所 1,980	事業所 2,150	事業所 2,320	事業所 2,490	事業所 2,660	事業所 2,830	事業所 3,000		

61 N P O 法人の認証を受けた環境保全に関する市民活動団体数（累計） 【43 頁】

現況値 (H23 年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値 (H26 年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
252 団体	270 団体	280 团体	290 团体	300 团体	310 团体	320 团体	330 团体	340 团体	↗	250 团体

62 県機関におけるグリーン購入割合（再掲） 【43 頁】

現況値 (H23 年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値 (H26 年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
96.6%	97.0%	97.0%	97.5%	97.5%	98.0%	98.0%	98.5%	98.5%	↗	100%

(2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成

63 市町村景観計画策定団体数 【43 頁】

現況値 (H23 年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値 (H26 年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
2 団体	4 团体	5 团体	7 团体	8 团体	9 团体	10 团体	11 团体	12 团体	↗	16 团体

64 無電柱化された道路の延長 【43 頁】

現況値 (H23 年度)	目標値								目標区分	前計画 目標値 (H26 年度)
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
92.3km	96km	100km	103km	106km	110km	113km	116km	120km	↗	100km

福島県環境基本条例改正案

平成八年三月二十六日
福島県条例第十一号

目次

前文

第一章 総則(第一条一第八条)

第二章 環境の保全に関する施策の基本指針等(第九条・第十条)

第三章 環境の保全のための基本的施策(第十一条一第三十条)

附則

わたしたちのふるさと福島は、豊かで美しい自然に恵まれており、わたしたちは、その自然の恵みの下で生活を営み、生産活動を行い、それぞれの地域の特性に応じた伝統や文化をつくり出してきた。

しかしながら、近年の都市化の進展や県民の生活様式の変化等に伴い、生活の利便性が高まる一方で、資源やエネルギーが大量に消費され、本県においても、都市型及び生活型公害や廃棄物の問題などが生じてきた。また、自然の復元力を超えるまでに大きくなりつつある人間の活動は、地域の環境のみならず、微妙な均衡の下に成り立っている自然の生態系に影響を及ぼすこととなり、さらには、人類の存続の基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

健全で恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営むことは県民の権利であり、わたしたちは、この環境を保全し、将来の世代に継承していくべき責務を有している。

わたしたちは、人類の存続の基盤である地球の環境が有限なものであることを深く認識し、県民、事業者及び行政が相互に協力し合って、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できるふるさと福島の実現を目指していくことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務等を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(平一一条例五八・一部改正)

(定義)

第二条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第三条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが県民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、地域における生態系が健全に維持され、及び人と自然との豊かな触れ合いが保たれることにより、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。

3 環境の保全は、環境の保全上の支障を未然に防止することを旨とし、及び環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、行われなければならない。

4 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、地球環境保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されるとともに、本県の経験、技術等を生かして国際的な協力の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、県内における環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、基本理念にのっとり、環境の保全を図る上で市町村が果たす役割の重要性にかん

がみ、市町村が実施する環境の保全に関する施策を支援するよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、当該市町村の区域の自然的
社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

2 市町村は、基本理念にのっとり、県が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう
努めるものとする。

(平一一条例五八・一部改正)

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴つ
て生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を
有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工
又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄
物となった場合にその適正な処理が図られることとなるよう必要な措置を講ずる責務を
有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防
止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動
に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資す
るよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に
資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、こ
れに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実
施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第七条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活
に伴う環境への負荷の低減に自主的かつ積極的に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとと
もに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告書)

第八条 知事は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策の状況を明らかに
するため報告書を作成し、公表するものとする。

第二章 環境の保全に関する施策の基本指針等

(施策の基本指針)

第九条 県は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- 一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- 三 豊かな緑の保全、地域の特性が生かされた良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保全が図られること。
- 四 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の低減が図られること。

(環境基本計画)

第十条 知事は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
 - 二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、福島県環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第三章 環境の保全のための基本的施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十一条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮するものとする。

(環境影響評価の推進)

第十二条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業

者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制の措置)

第十三条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

- 2 県は、自然環境の適正な保全を図るため、自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。
- 3 前二項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための誘導的措置)

第十四条 県は、事業者又は県民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第十五条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び野生生物の種の保存その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 県は、前二項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用の促進等)

第十六条 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の推進に

努めるものとする。

(森林及び緑地の保全)

第十七条 県は、快適な生活環境を保全し、及び生物の多様性の確保に資するため、森林及び緑地の保全に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(水環境の保全)

第十八条 県は、生物の多様性の確保に配慮しつつ、良好な生活環境を保全するため、水環境の保全に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(良好な景観の形成等)

第十九条 県は、地域の特性が生かされた快適な生活環境を保全するため、良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保全に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する教育及び学習の振興等)

第二十条 県は、市町村及び関係機関等と協力して、県民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する教育及び学習の振興、環境の保全に関する広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第二十一条 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、環境美化に関する活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう、指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第二十二条 県は、第二十条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条に規定する民間団体等の自発的な環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(環境管理の普及)

第二十三条 県は、事業者が事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るために行う自主的な環境の保全に関する方針の策定、体制の整備等及びこれらの監査の実施等からなる環境管理について、その普及に努めるものとする。

(調査研究の実施等)

第二十四条 県は、環境の保全に関する施策の策定に必要な調査研究を実施するとともに、環境の保全に関する試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及並びに科学技術の振興に努めるものとする。

(監視等の体制の整備等)

第二十五条 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するためには必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

2 県は、前項の監視、測定等により把握した環境の状況について公表するものとする。

(放射性物質による環境の汚染への対処)

第二十六条 県は、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理及び除染の措置等を推進するため、放射性物質による環境の汚染への対処に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境保全の推進)

第二十七条 県は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 県は、国際機関、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関等と連携し、環境の保全に関する調査研究、情報の提供、技術の活用等を効果的に行うことにより、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(地球環境保全に関する行動計画の策定等)

第二十八条 県は、県、市町村、事業者及び県民がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するための計画を定め、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

(公害に係る紛争の処理及び被害の救済)

第二十九条 県は、公害に係る紛争の円滑な処理を図るとともに公害に係る被害の救済のための措置の円滑な実施を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の都道府県との協力等)

第三十条 県は、環境の保全に関する施策であって広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の都道府県と協力して、その推進に努めるものとする。

2 県は、市町村、事業者及び県民との緊密な連携の下に、環境の保全に関する施策の推進に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(福島県立自然公園条例の一部改正)
- 2 福島県立自然公園条例(昭和三十三年福島県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

(福島県自然環境保全条例の一部改正)

- 3 福島県自然環境保全条例(昭和四十七年福島県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則(平成一一年条例第五八号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二十五年条例第〇〇号)

この条例は、公布の日から施行する。

脚注索引

(用 語 ・ 該 当 頁)

アルファベット・略語

3 R	24
BOD	38
COD	28 35 38
ISO14001	22

あ

アスベスト	37
-------	----

い

硫黄酸化物	38
一般廃棄物	24 25
猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全	
対策推進協議会	34
インタープリテーション	33

う

うつくしま、エコ・リサイクル	
製品認定制度	26
うつくしま地球温暖化防止活動推進員	19

え

エコツーリズム	30
エコファーマー	27

お

汚染廃棄物	10 13 22 25
汚染廃棄物対策地域	13 14
オゾン層	38
温室効果ガス	17 18 19

か

各種リサイクル法	24
合併処理浄化槽	37
カーボン・オフセット	18
環境アドバイザー等派遣事業	42
環境影響評価	36 40
環境影響評価法	40
環境基本法	3
環境性能診断	19

く

クリーンエネルギー自動車	19
グリーン購入	26 27 43
グリーンツーリズム	30

け

景観行政団体	41 43
景観法	41 43
経済成長率	7

こ

コアジサシ	28
公害紛争処理法	40
光化学オキシダント	36 37
個別計画	3 8

さ

災害廃棄物	4 8 10 13 14 17 22 25
再生可能エネルギー	17 18 19 20 21
里地里山	30
サーマルリサイクル	24
産業廃棄物	14 22 23 24 25 26 27
産業廃棄物抑制及び再利用技術	
開発支援事業	26
酸性雨	38

し	は		
自然環境保全地域	29	バイオマス	20
自然公園	29 30 31 32	廃棄物等	22 23 24 26
指定廃棄物	11 13	廃止措置等に向けた中長期ロードマップ	15
除染特別地域	12		
親水性	30	ひ	
森林施業	18	ヒヌマイトトンボ	28
森林ボランティア	30		
せ	ふ		
生物多様性	28 29 31 32 33	富栄養化	34
せせらぎスクール	42	福島議定書事業	19 42
た	福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例	34	
ダイオキシン類	36 37 39	福島県環境影響評価条例	40
ち	福島県環境基本条例	2	
地球にやさしい“ふくしま”県民会議	23	福島県環境審議会	47
窒素酸化物	38	福島県環境創造センター（仮称）	8
窒素りん除去型浄化槽	34	福島県景観計画	41 43
鳥獣保護区	31	福島県景観条例	41 43
鳥獣保護事業計画	31	福島県循環型社会形成推進計画	8
つ	福島県昭和の森	30	
追加被ばく線量が年間1ミリ		福島県総合計画	3 8
シーベルト以下	12	福島県地域防災計画	8 16
と	福島県地球温暖化対策推進計画	8	
特定鳥獣保護管理計画	31	福島県鳥獣保護センター	32
特定被災地方公共団体	14	福島県復興計画	3
特別栽培農産物	27	ふくしま県民の森	30
の	フロン類	38	
農業集落排水施設	34 37	ほ	
		保安林	30
ま			
		マイバッグ	23
		マテリアルリサイクル	24

み

見える化	44
ミズアオイ	33

も

木質バイオマス	26
目標区分	11
もったいない50の実践	22
モニタリング指標	11 16 19 24 26 42

や

野生動植物保護アドバイザー	31
野生動植物保護サポーター	31 32
野生動物救急救命医（ERドクター）	32

ψ

有機農産物	27
-------	----

ら

ラムサール条約	28
---------	----

り

リスクコミュニケーション	36 39
緑地環境保全地域	29

れ

レッドリスト	32
--------	----